政府電子調達（GEPS）
利用者講習会
＜講義編＞

2025年7月
デジタル庁

はじめに

- 本講習会の概要
- 教材などの確認
- お知らせ／アンケートのご協力依頼／講習会場のご案内
- 政府電子調達（GEPS）利用者講習会タイムテーブル

本講習会の概要

- 講習概要

  政府電子調達（GEPS）の以下の事項についての講習を行います。
  - 提供するサービスについて
  - 利用に関する事前準備について
  - eラーニングを使用した基本的な操作について
  - 調達ポータル掲載内容について

- 講習時間
  - 午前の会　 9：15 ～ 12：00
  - 午後の会　13：30 ～ 16：15

教材などの確認

- 教材
  - 政府電子調達（GEPS）利用者講習会＜講義編＞ 【本書】
  - 政府電子調達（GEPS）利用者講習会＜eラーニング操作編＞

- 利用システム
  - 調達ポータル
  - eラーニング

※各パソコンから実際の調達ポータルにアクセスし、教材として用います。

お知らせ／アンケートのご協力依頼

- お知らせ
  - ✓ 講習会前半は、「利用者講習会＜講義編＞」（本資料）を画面共有しながら説明を行います。
  - ✓ 講習会後半は、eラーニングや調達ポータルを操作し、習熟を行います。

- ご協力依頼

  今後の講習会の改善や利用促進のために、アンケートのご協力をお願いいたします。

政府電子調達（GEPS）利用者講習会タイムテーブル

時間		所要時間	内容	資料/教材など
午前	午後			
9:15～	13:30～	5分	はじめに	–
9:20～	13:35～	5分	【講義】1.政府電子調達（GEPS）のご紹介	講義編
9:25～	13:40～	15分	【講義】2.利用準備	講義編
9:40～	13:55～	20分	【講義】3.利用者登録	講義編
10:00～	14:15～	20分	【講義】4.利用者登録（代理人など）	講義編
10:20～	14:35～	10分	休憩	–
10:30～	14:45～	60分	【操作】5.操作説明	講義編 eラーニング操作編 eラーニング
11:30～	15:45～	5分	【講義】調達ポータル掲載内容の案内	調達ポータル
11:35～	15:50～	25分	質疑/アンケートの記入	アンケート
合計		165分		

目次

1. 政府電子調達（GEPS）のご紹介
2. 利用準備
3. 利用者登録
4. 利用者登録（代理人など）
5. 操作説明

1.政府電子調達（GEPS）のご紹介

1-1.政府電子調達（GEPS）とは
1-2.政府電子調達（GEPS）の特徴

1-1.政府電子調達（GEPS）とは

政府電子調達（GEPS）とは、政府が行う、「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る一連の調達手続をインターネット経由で電子的に行う府省共通のシステムです。

対象業務

物品役務	物品・役務	物品・役務のうち特殊なもの ・政府所有米麦などの業務 ・在外公館など海外における業務 ・無償による物品・役務 ・防衛装備品など
公共事業	一部の公共事業 ・物品・役務の調達業務手続で実施可能な事業	本格的な公共事業 ・競争参加資格審査において客観的事項（経営規模・経営状況など）のほか、発注者が独自に主観的事項（工事実績、総合評価の技術評価点など）の審査等を行う事業。当該事業を扱う主な発注者は次のとおり。 -内閣府沖縄総合事務局開発建設部 -文部科学省大臣官房文教施設企画部 -農林水産省地方農政局 -国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局 -防衛省装備施設本部、地方防衛局（施設部門に限る）

- 政府電子調達（GEPS）を利用する府省などは以下のとおりです。

内閣官房	内閣法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公正取引委員会	警察庁	個人情報保護委員会	カジノ管理委員会
金融庁	消費者庁	こども家庭庁	デジタル庁	復興庁	総務省	法務省	検察庁	公安調査庁
外務省	財務省	国税庁	文部科学省	文化庁	スポーツ庁	厚生労働省	農林水産省	林野庁
水産庁	経済産業省	特許庁	中小企業庁	国土交通省	気象庁	海上保安庁	運輸安全委員会	環境省
防衛省	衆議院	参議院	国立国会図書館	最高裁判所	会計検査院			

1-2.政府電子調達（GEPS）の特徴

特徴１　政府調達業務に関する窓口が一本化

本システム　サービス開始前

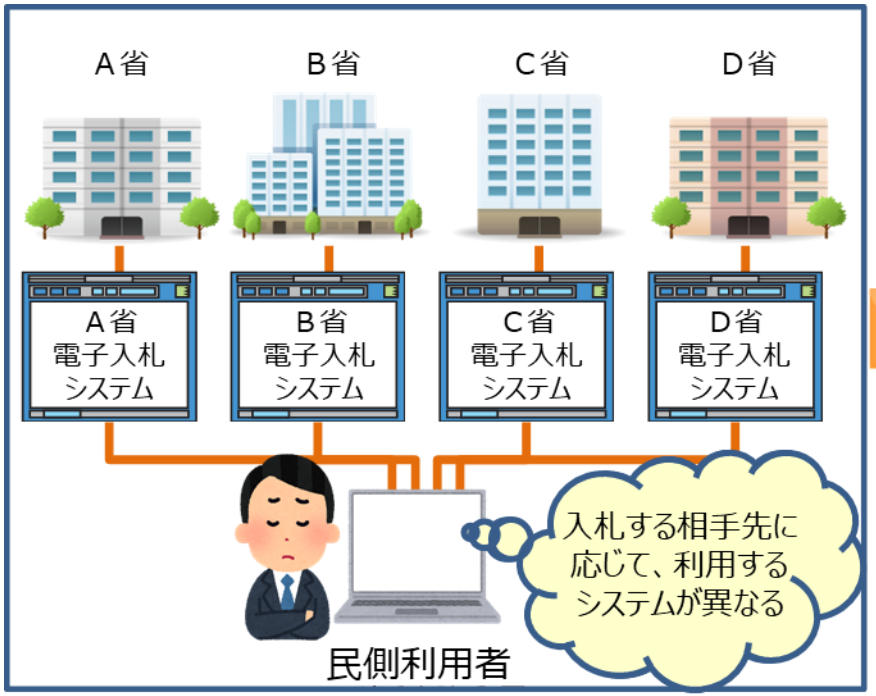

本システム　サービス開始後

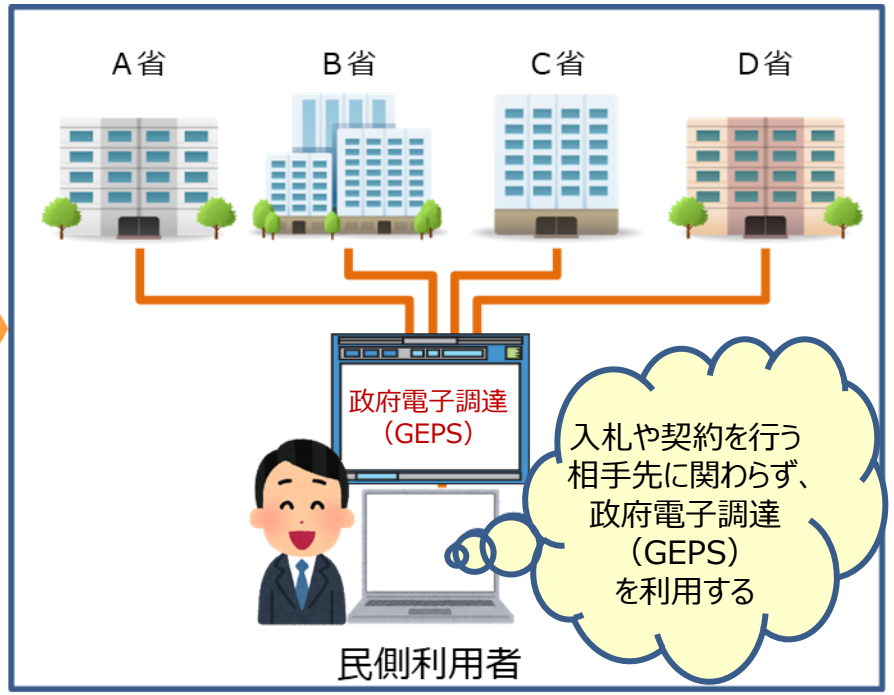

1-2.政府電子調達（GEPS）の特徴

特徴２　一連の調達業務が電子化

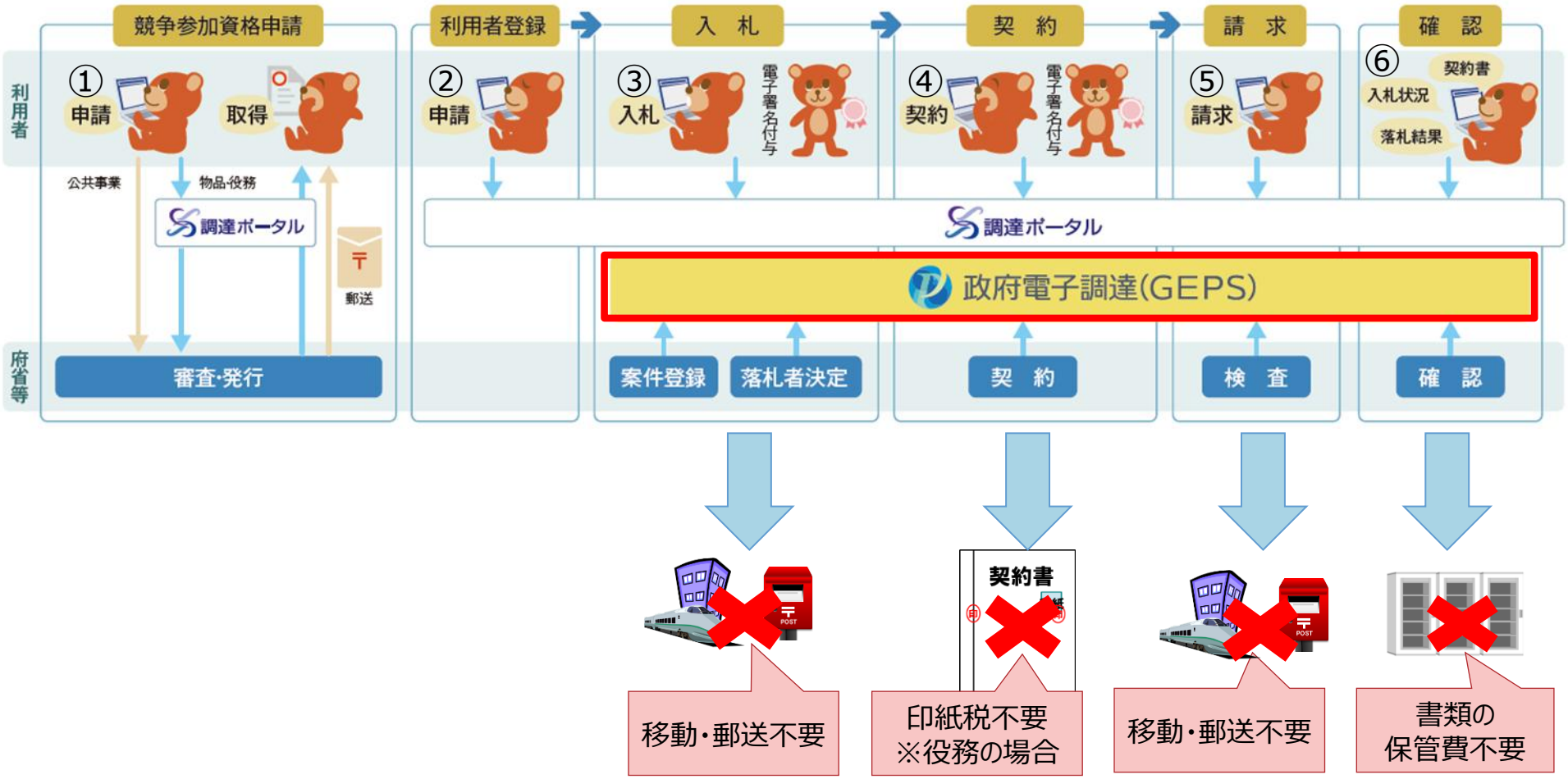

2.利用準備

2-1.政府電子調達（GEPS）利用準備

2-2.調達ポータル利用準備

2.利用準備

政府電子調達（GEPS）を利用するには、以下の準備をします。

政府電子調達（GEPS）及び調達ポータルの利用準備
（パソコンの準備、電子証明書の取得と利用環境準備）
※本テキスト「2-1.政府電子調達（GEPS）利用準備」
「2-2.調達ポータル利用準備」に記述

＋

調達ポータルでの利用者登録
（競争参加資格の確認、利用者登録）
※本テキスト「3.利用者登録」に記述

2-1.政府電子調達（GEPS）利用準備

政府電子調達（GEPS）を利用するには、以下の環境準備が必要です。

STEP1 パソコンの準備

STEP2 電子証明書の取得と利用環境準備

※ 政府電子調達（GEPS）の対応ブラウザはMicrosoft Edge、Google Chromeです。
※ 詳細内容については、調達ポータルのトップ画面から「本システムについて」及び「初めてご利用になる方」を参照してください。

【参考】主なエラーの対処方法①

◆「ポート9980の通信に失敗しました。すでに電子入札補助アプリが起動しているか、他のアプリケーションが使用している可能性があります。別のユーザーがログオン中の場合はログオフをしてから起動してください。」が表示される

このダイアログは、以下の状態で「電子調達システム用プログラム」または「電子入札補助アプリ」を起動しようとした場合に表示されます。

・原因１．すでに「電子調達システム用プログラム」または「電子入札補助アプリ」が起動しているとき

※初回起動時はスタートメニューから起動する必要がありますが、端末再起動時は自動で起動するためスタートメニューから起動する必要はありません。

・原因２．ネットワークのエラーが発生したとき

・原因３．他のアプリケーションがポート番号9980を利用しているとき

【対処法】

「電子調達システム用プログラム」または「電子入札補助アプリ」が起動していないか、タスクトレイをご確認ください。タスクトレイに「電子調達システム用プログラム」または「電子入札補助アプリ」のアイコンが表示されている場合は、すでにアプリケーションが起動されており、正常な状態であると考えられます。

◆「[CLIENT-ERR-EXE-****]ICカードに接続できませんでした。(*****)」と表示される

カードリーダーが接続されていない／カードリーダーの設定に不備がある／ICカードが挿入されていないなどの原因が考えられますので、再度設定などの確認をお願いします。

【参考】主なエラーの対処方法②

◆「[CLIENT-ERR-EXE-0033]環境エラーが発生しました。」または、「[CLIENT-ERR-EXE-0043]環境エラーが発生しました。」と表示される

該当メッセージが表示された場合、ご利用の認証局のクライアントソフトの設定が完了していない可能性があります。ご利用の認証局のクライアントソフトの設定を再度ご確認ください。

◆「呼び出し失敗【詳細】未定義または NULL 参照のプロパティ '**********' は取得できません」と表示される

本エラーメッセージはInternet Explorerを利用している場合に表示されるエラーです。
Internet Explorerは推奨環境外のため、Microsoft Edge または Google Chromeをご利用ください。

◆「呼び出し失敗【詳細】拡張機能がインストールまたは有効化されていません。」と表示される

拡張機能のインストールが完了していない、拡張機能が有効になっていない可能性があります。
操作マニュアル「ブラウザーの設定をする」を参照し、以下をご確認ください。
・端末設定において拡張機能がインストールされているか
・拡張機能の状態が「有効」になっているか

◆「[CLIENT-ERR-EXT-00102]環境エラーが発生しました。」と表示される

調達ポータル・電子調達システムプラグインのインストールが完了していない可能性があります。
操作マニュアル「セットアップ編」の「1.4プラグインと電子調達システム用プログラムをインストールする」を参照し、端末設定にてインストール状況をご確認ください。

2-2.調達ポータル利用準備

【調達ポータル】
プラグインセットアップ

電子調達システム用
プログラムの許可URL
登録

使用ブラウザーの設定

Microsoft Edge
Google Chrome

【調達ポータル】
セットアップ完了の確認

調達ポータルのトップ画面にある「操作マニュアル」をクリックします。

2-2.調達ポータル利用準備

【調達ポータル】
プラグインセットアップ

電子調達システム用
プログラムの許可URL
登録

使用ブラウザーの設定

Microsoft Edge
Google Chrome

【調達ポータル】
セットアップ完了の確認

「概要・利用者環境準備」の「インストーラーのダウンロード」から該当する電子証明書に応じたインストーラーをダウンロードします。

2-2.調達ポータル利用準備

【調達ポータル】
プラグインセットアップ

電子調達システム用
プログラムの許可URL
登録

使用ブラウザーの設定

Microsoft Edge
Google Chrome

【調達ポータル】
セットアップ完了の確認

ダウンロード後はzipファイルを任意のフォルダに展開し、インストーラーを実行します。

※ICカードの場合を例にセットアップ手順を説明します。

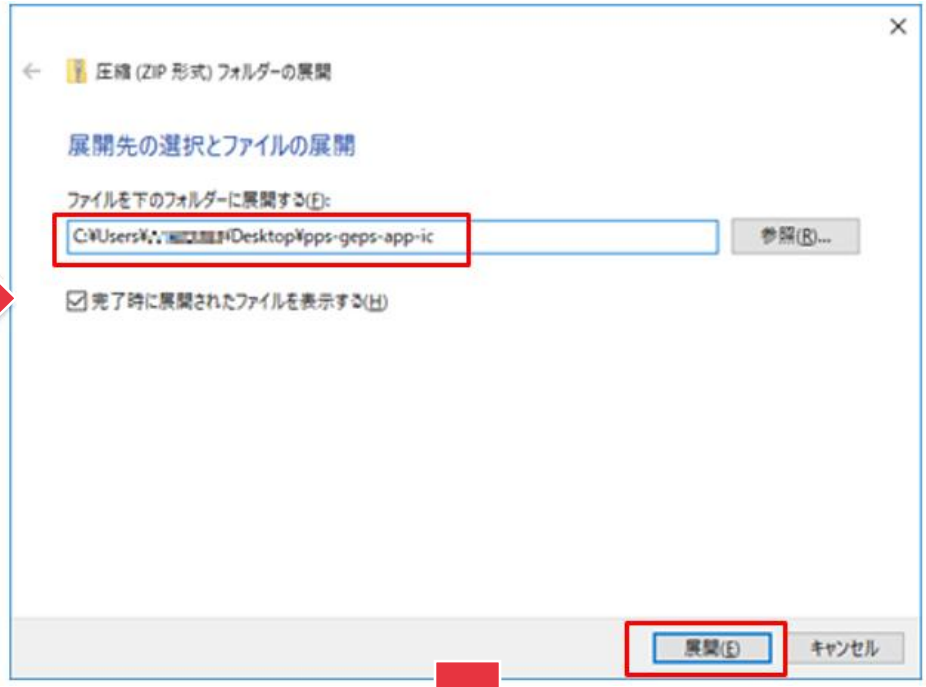

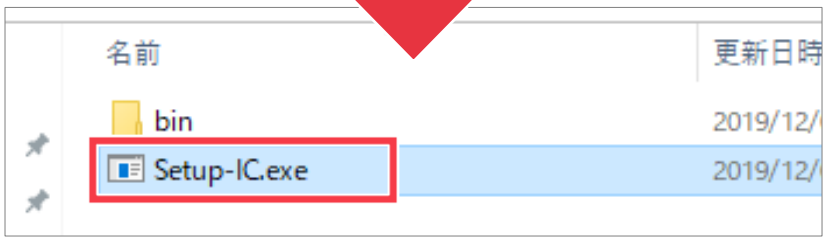

2-2.調達ポータル利用準備

【調達ポータル】
プラグインセットアップ

電子調達システム用
プログラムの許可URL
登録

使用ブラウザーの設定

Microsoft Edge
Google Chrome

【調達ポータル】
セットアップ完了の確認

「次へ」ボタンをクリックします。

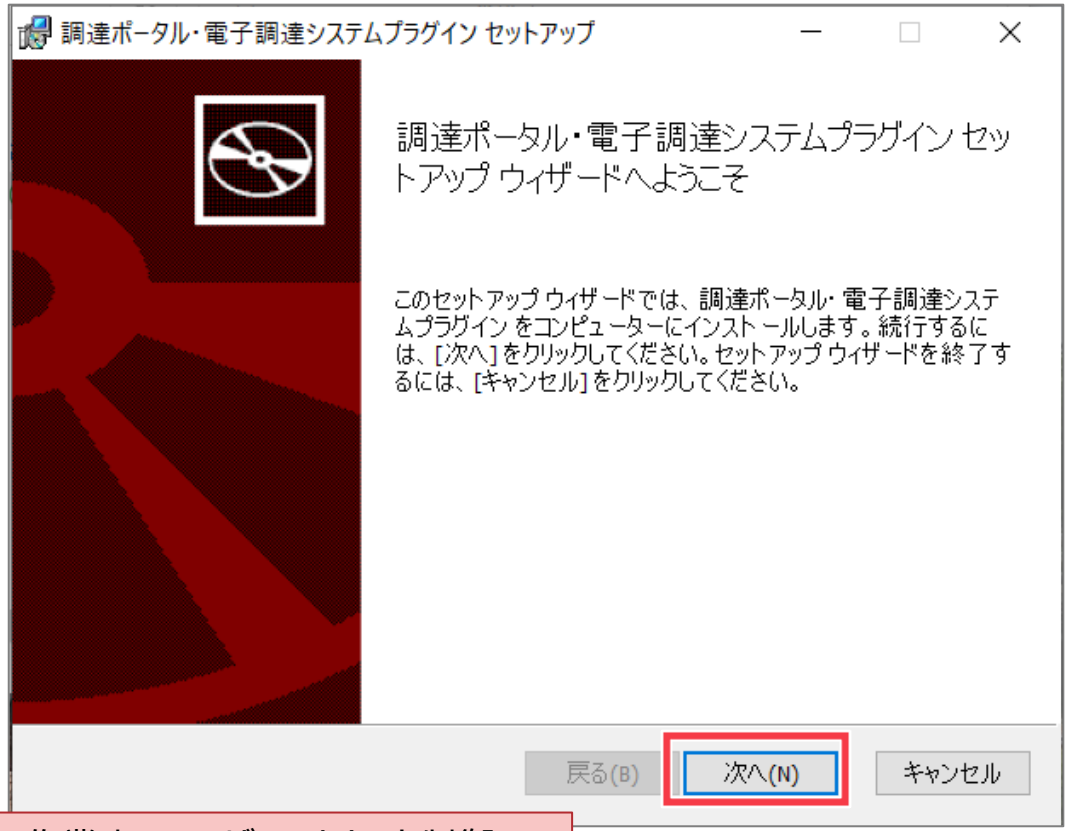

インストール作業中、ユーザーアカウント制御ウィンドウが表示された場合は、発行元が「Digital Agency」であることを確認の上、「はい」ボタンをクリックしてください。

2-2.調達ポータル利用準備

【調達ポータル】
プラグインセットアップ

電子調達システム用
プログラムの許可URL
登録

使用ブラウザーの設定

Microsoft Edge
Google Chrome

【調達ポータル】
セットアップ完了の確認

「使用許諾契約書に同意します」にチェックを付け、「次へ」ボタンをクリックします。

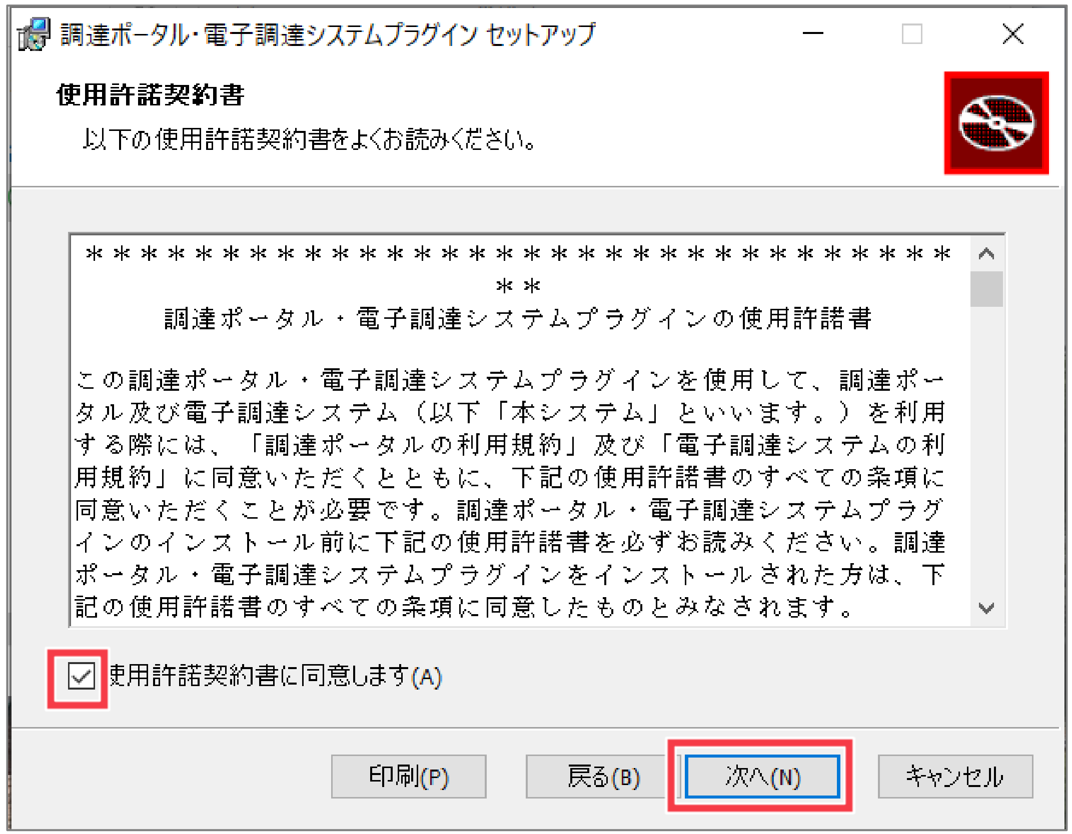

2-2.調達ポータル利用準備

【調達ポータル】
プラグインセットアップ

電子調達システム用
プログラムの許可URL
登録

使用ブラウザーの設定

Microsoft Edge
Google Chrome

【調達ポータル】
セットアップ完了の確認

「インストール」ボタンをクリックします。

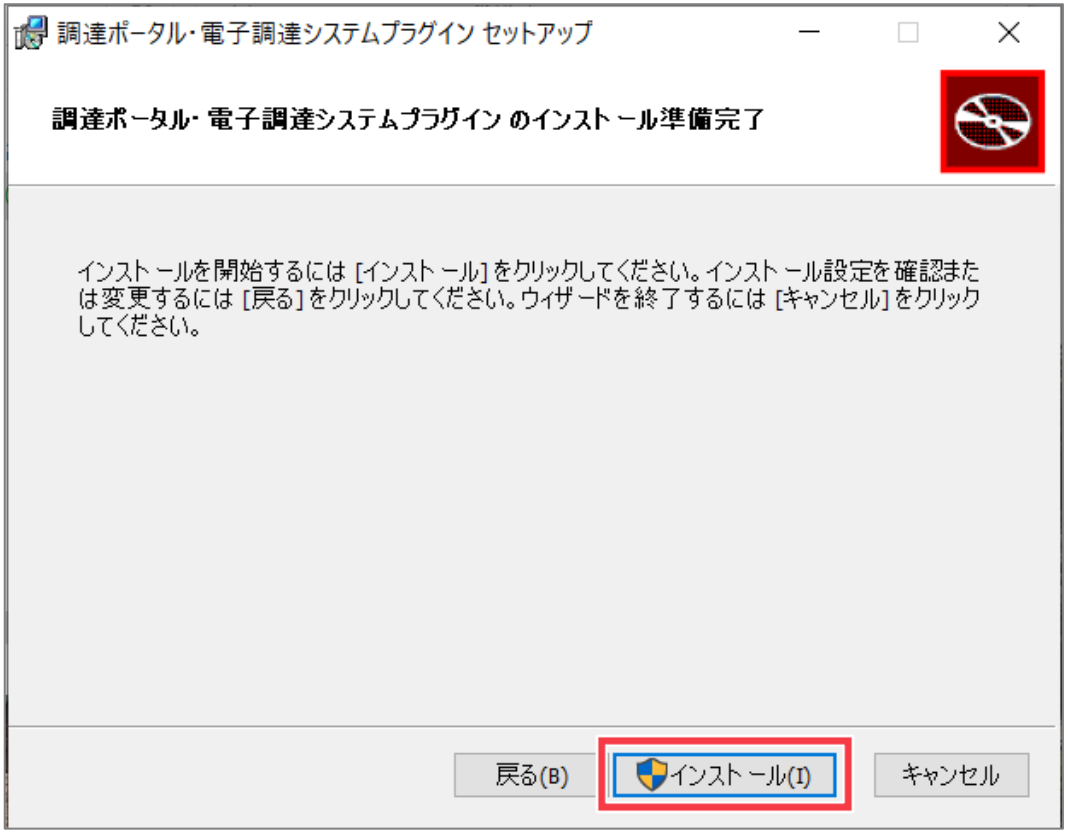

2-2.調達ポータル利用準備

【調達ポータル】
プラグインセットアップ

電子調達システム用
プログラムの許可URL
登録

使用ブラウザーの設定

Microsoft Edge
Google Chrome

【調達ポータル】
セットアップ完了の確認

「はい」ボタンをクリックします。

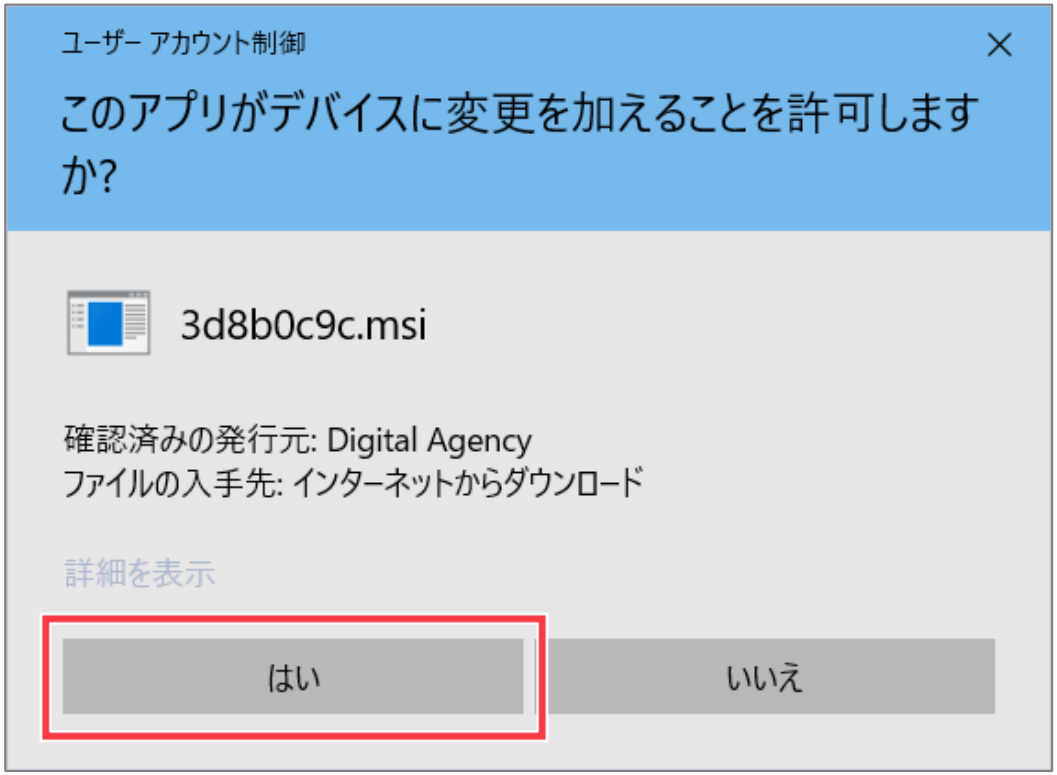

2-2.調達ポータル利用準備

【調達ポータル】
プラグインセットアップ

電子調達システム用
プログラムの許可URL
登録

使用ブラウザーの設定

Microsoft Edge
Google Chrome

【調達ポータル】
セットアップ完了の確認

「完了」ボタンをクリックします。

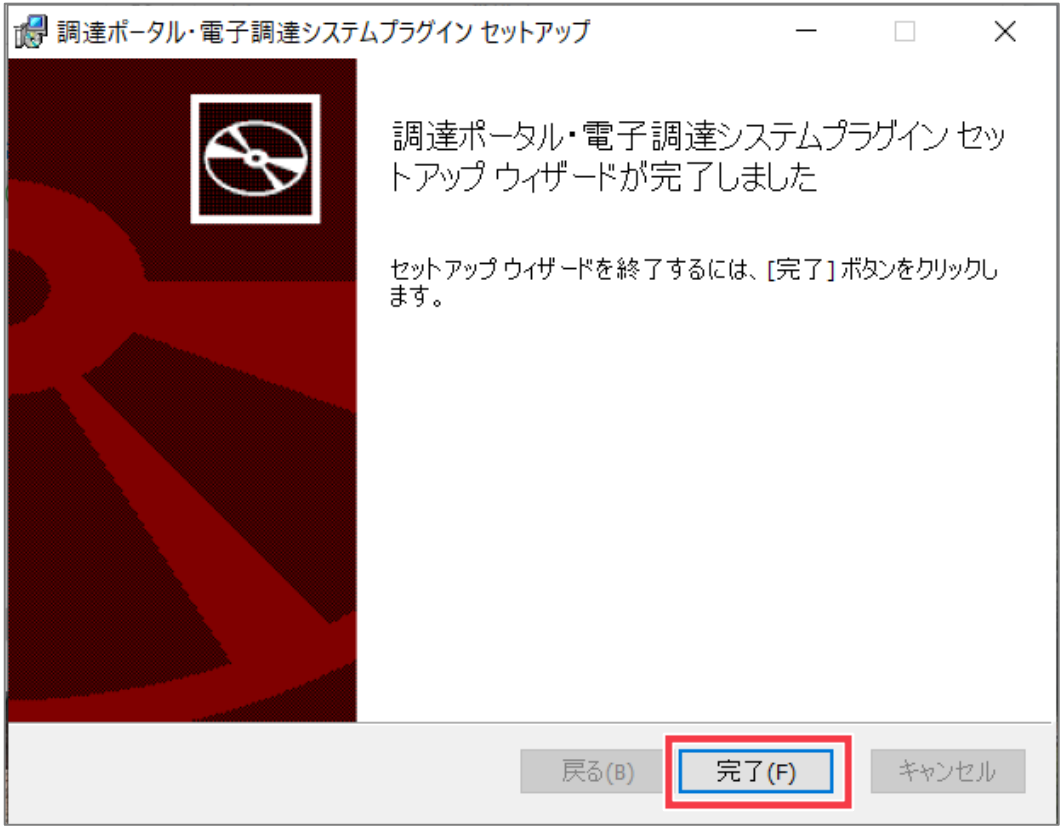

ファイルタイプ、マイナンバーカードの場合は、
このあと電子調達システム用プログラムインストールに進みます。

2-2.調達ポータル利用準備

【調達ポータル】
プラグインセットアップ

電子調達システム用
プログラムの許可URL
登録

使用ブラウザーの設定

Microsoft Edge
Google Chrome

【調達ポータル】
セットアップ完了の確認

※本手順は、ファイルタイプ証明書または
　マイナンバーカードをご利用の場合のみ必要な操作です。

タスクトレイ内に表示されている「電子調達システム用プログラム」を
右クリックし、「許可URLリスト登録」の項目をクリックします。

以下のURLを入力し、「追加」ボタンをクリックします。
https://www.nyusatsu.geps.go.jp

※上記URLの最後に「/」は不要です。

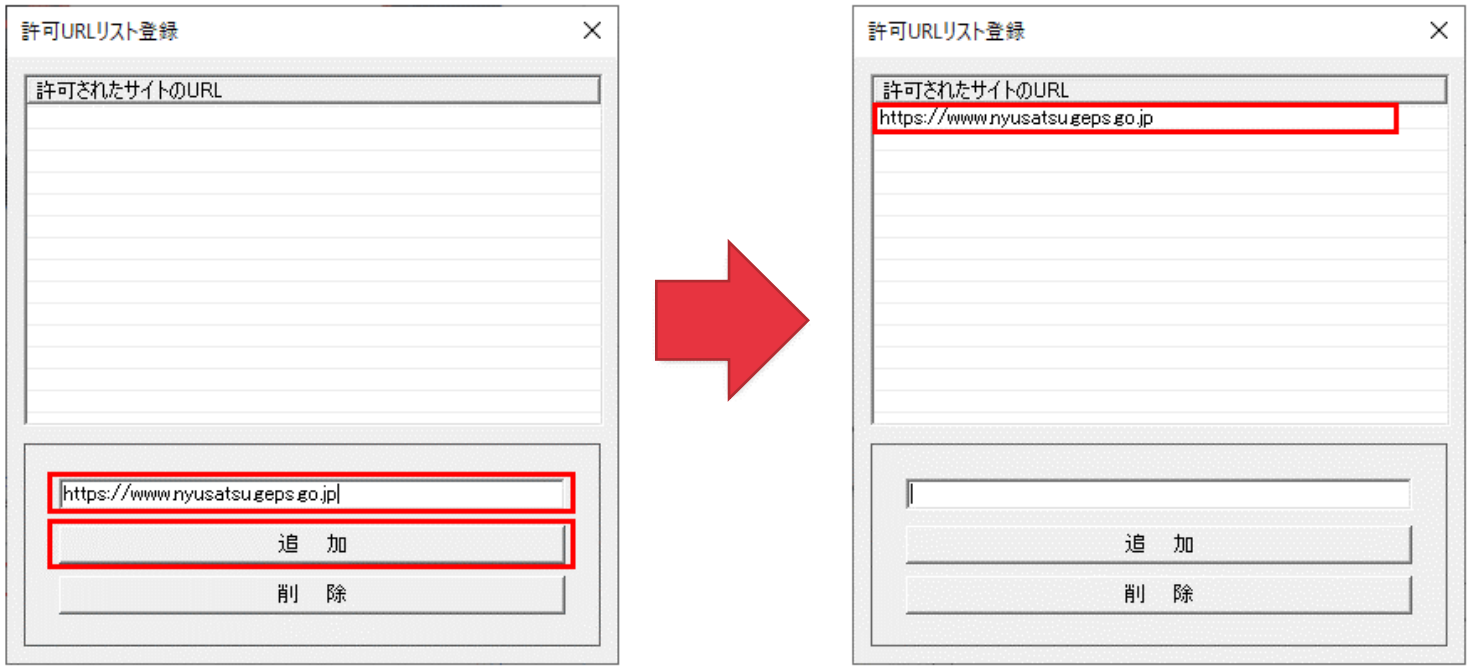

2-2.調達ポータル利用準備（Microsoft Edgeを使用する場合）

【調達ポータル】
プラグインセットアップ

電子調達システム用
プログラムの許可URL
登録

Microsoft Edgeの設定

【調達ポータル】
JavaScriptの許可

【調達ポータル】
ポップアップの許可

【調達ポータル】
拡張機能の有効化

【調達ポータル】
Chromeに追加

【調達ポータル】
セットアップ完了の確認

Microsoft Edgeの設定メニューから［設定］をクリックします。

2-2.調達ポータル利用準備（Microsoft Edgeを使用する場合）

- 【調達ポータル】プラグインセットアップ
- 電子調達システム用プログラムの許可URL登録
- Microsoft Edgeの設定
  - 【調達ポータル】JavaScriptの許可
  - 【調達ポータル】ポップアップの許可
  - 【調達ポータル】拡張機能の有効化
  - 【調達ポータル】Chromeに追加
- 【調達ポータル】セットアップ完了の確認

［Cookie とサイトのアクセス許可］をクリックし、［JavaScript］をクリックします。

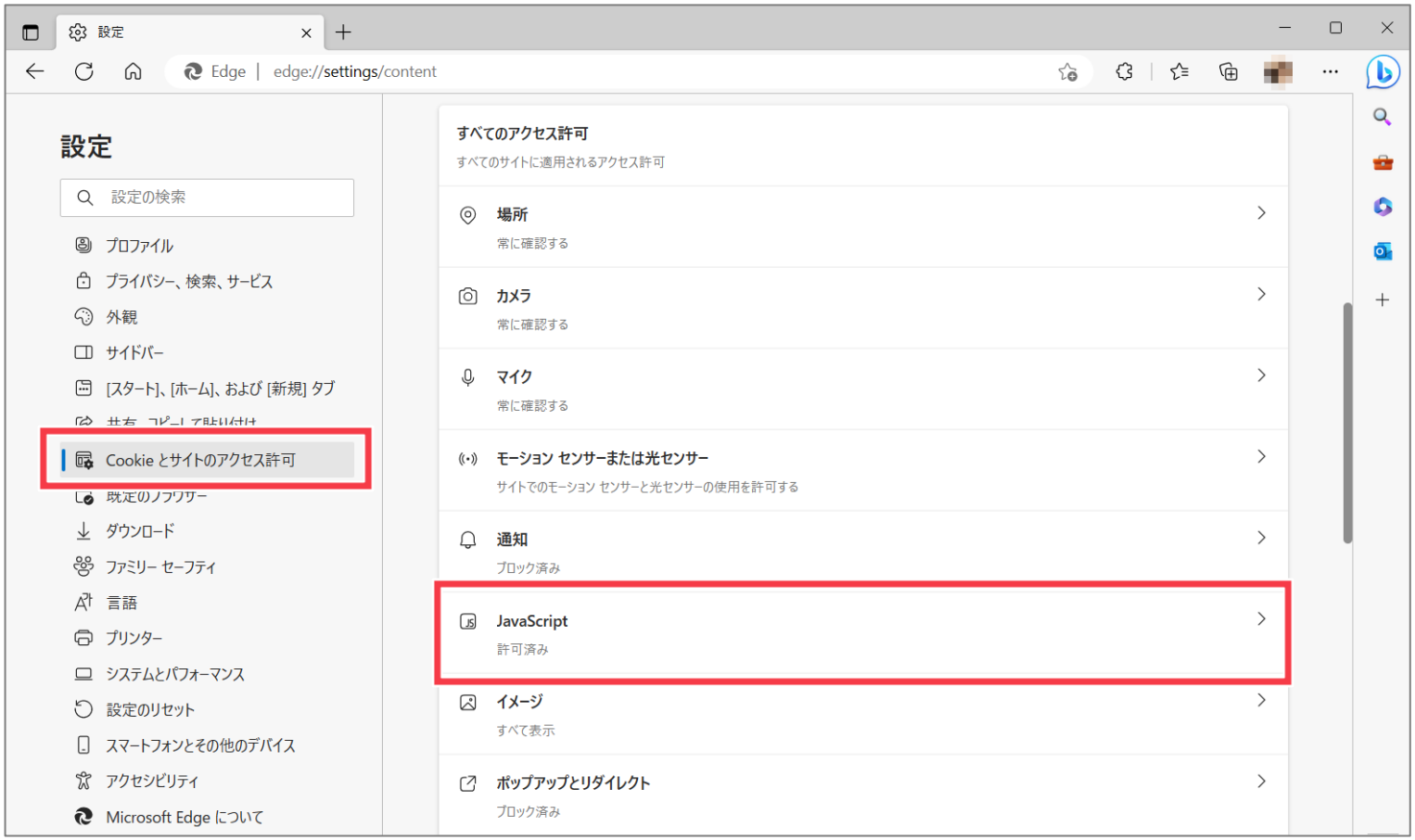

2-2.調達ポータル利用準備（Microsoft Edgeを使用する場合）

【調達ポータル】
プラグインセットアップ

電子調達システム用
プログラムの許可URL
登録

Microsoft Edgeの設定

【調達ポータル】
JavaScriptの許可

【調達ポータル】
ポップアップの許可

【調達ポータル】
拡張機能の有効化

【調達ポータル】
Chromeに追加

【調達ポータル】
セットアップ完了の確認

「許可 (推奨)」を有効にします。

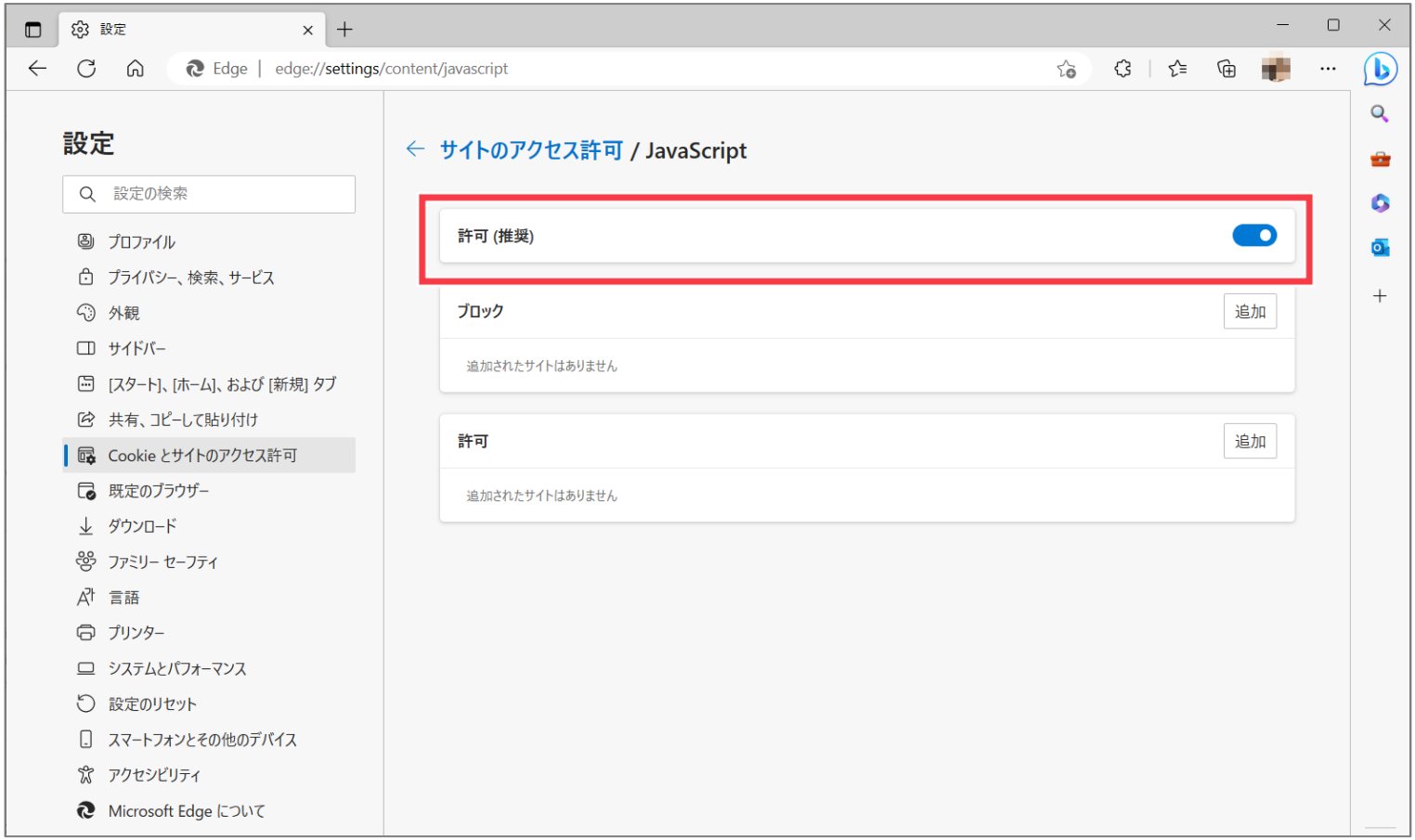

2-2.調達ポータル利用準備（Microsoft Edgeを使用する場合）

【調達ポータル】
プラグインセットアップ

電子調達システム用
プログラムの許可URL
登録

Microsoft Edgeの設定

【調達ポータル】
JavaScriptの許可

【調達ポータル】
ポップアップの許可

【調達ポータル】
拡張機能の有効化

【調達ポータル】
Chromeに追加

【調達ポータル】
セットアップ完了の確認

［←］をクリックしてひとつ前の画面に戻り、
「Cookie とサイトのアクセス許可」の［ポップアップとリダイレクト］を
クリックします。

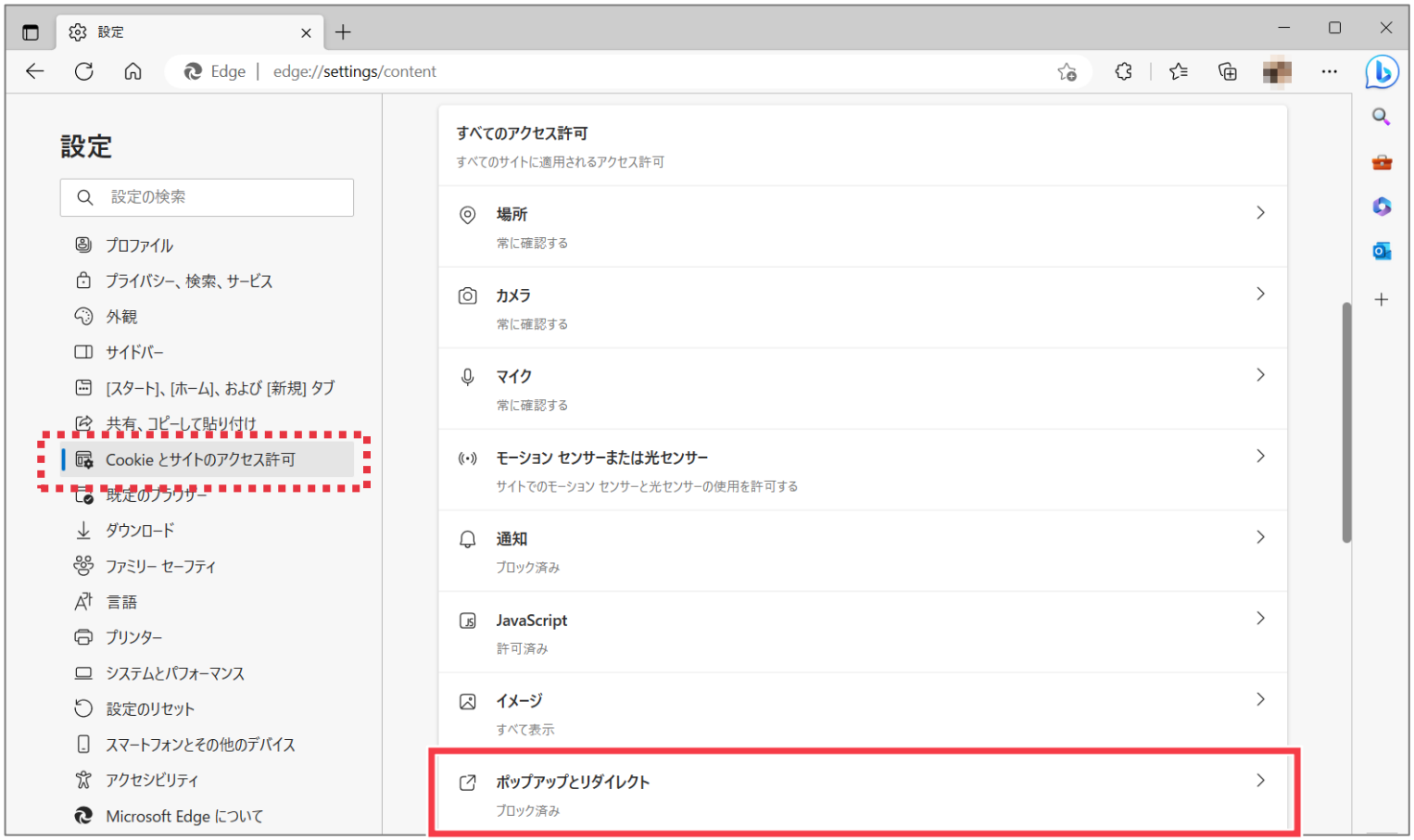

2-2.調達ポータル利用準備（Microsoft Edgeを使用する場合）

【調達ポータル】
プラグインセットアップ

電子調達システム用
プログラムの許可URL
登録

Microsoft Edgeの設定

【調達ポータル】
JavaScriptの許可

**【調達ポータル】
ポップアップの許可**

【調達ポータル】
拡張機能の有効化

【調達ポータル】
Chromeに追加

【調達ポータル】
セットアップ完了の確認

「許可」の［追加］をクリックします。

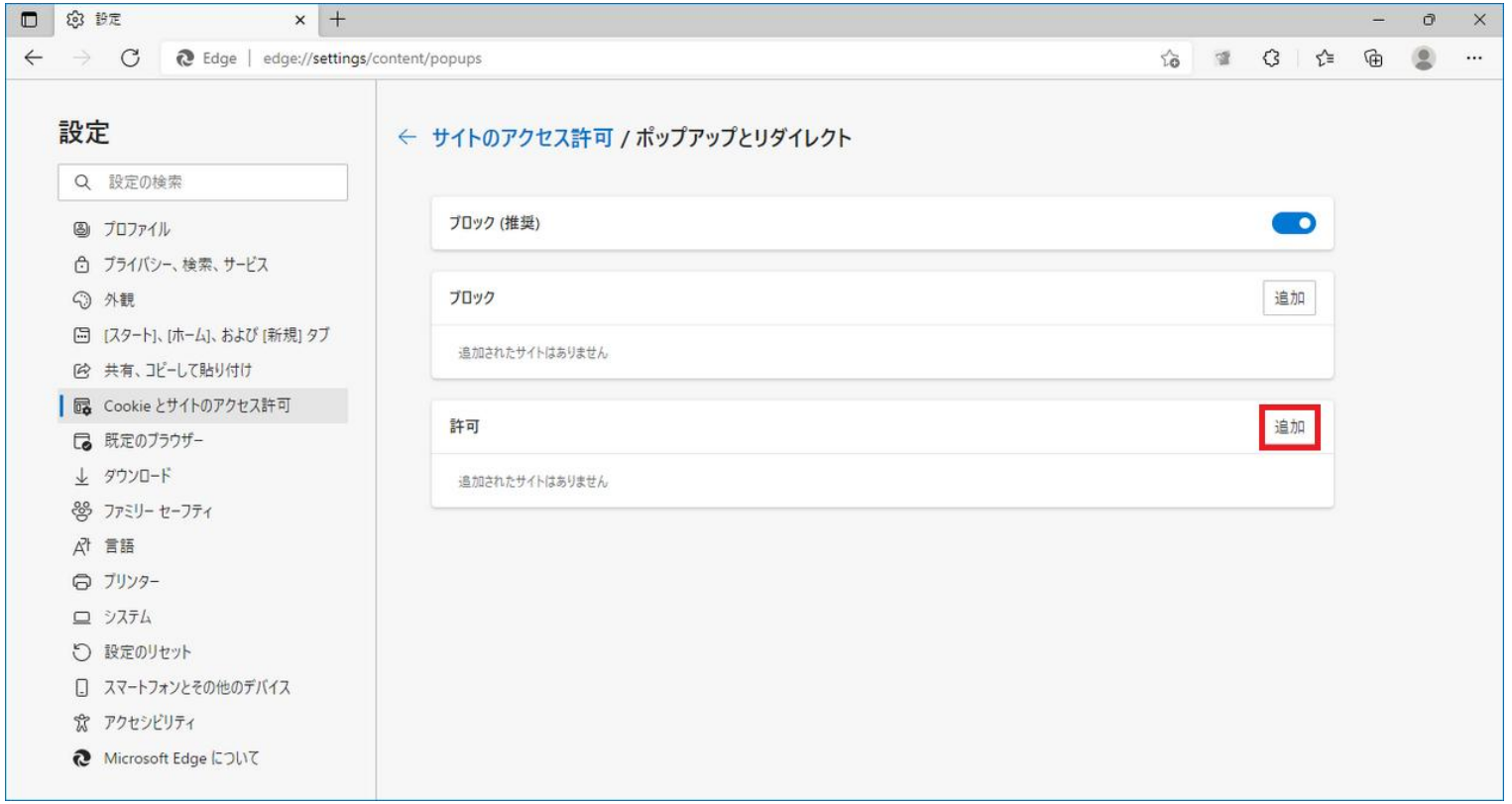

2-2.調達ポータル利用準備（Microsoft Edgeを使用する場合）

【調達ポータル】
プラグインセットアップ

電子調達システム用
プログラムの許可URL
登録

Microsoft Edgeの設定

【調達ポータル】
JavaScriptの許可

【調達ポータル】
ポップアップの許可

【調達ポータル】
拡張機能の有効化

【調達ポータル】
Chromeに追加

【調達ポータル】
セットアップ完了の確認

調達ポータルのURLなど以下を入力し、「追加」ボタンをクリックします。

- www.geps.go.jp
- www.nyusatsu.geps.go.jp
- www.p-portal.go.jp
- www.marketplace.geps.go.jp

追加したURLが「許可」に表示されます。

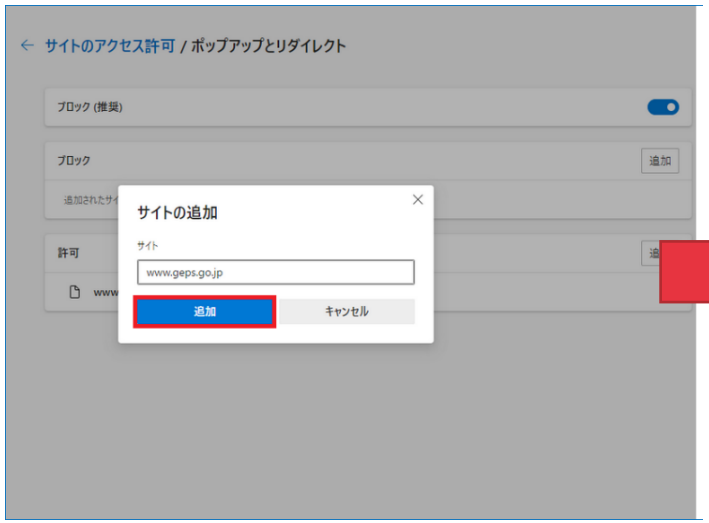

2-2.調達ポータル利用準備（Microsoft Edgeを使用する場合）

【調達ポータル】
プラグインセットアップ

電子調達システム用
プログラムの許可URL
登録

Microsoft Edgeの設定

【調達ポータル】
JavaScriptの許可

【調達ポータル】
ポップアップの許可

【調達ポータル】
拡張機能の有効化

【調達ポータル】
Chromeに追加

【調達ポータル】
セットアップ完了の確認

Microsoft Edgeのメニューの［拡張機能］から［拡張機能の管理］をクリックします。

2-2.調達ポータル利用準備（Microsoft Edgeを使用する場合）

【調達ポータル】
プラグインセットアップ

電子調達システム用
プログラムの許可URL
登録

Microsoft Edgeの設定

【調達ポータル】
JavaScriptの許可

【調達ポータル】
ポップアップの許可

**【調達ポータル】
拡張機能の有効化**

【調達ポータル】
Chromeに追加

【調達ポータル】
セットアップ完了の確認

［他のストアからの拡張機能を許可します。］をクリックし、有効にします。

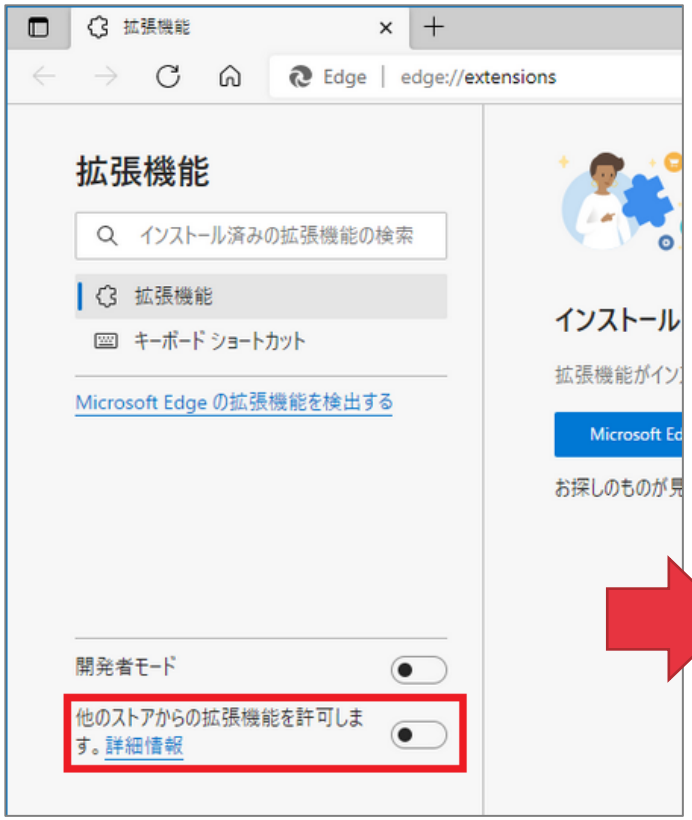

2-2.調達ポータル利用準備（Microsoft Edgeを使用する場合）

【調達ポータル】
プラグインセットアップ

電子調達システム用
プログラムの許可URL
登録

Microsoft Edgeの設定

【調達ポータル】
JavaScriptの許可

【調達ポータル】
ポップアップの許可

【調達ポータル】
拡張機能の有効化

【調達ポータル】
Chromeに追加

【調達ポータル】
セットアップ完了の確認

Chromeウェブストアの調達ポータル・政府電子調達（GEPS）APの
ページにアクセスします。

（Chromeウェブストアで「調達ポータル・政府電子調達（GEPS）AP」
を検索してページを表示します。）

2-2.調達ポータル利用準備（Microsoft Edgeを使用する場合）

【調達ポータル】
プラグインセットアップ

電子調達システム用
プログラムの許可URL
登録

Microsoft Edgeの設定

【調達ポータル】
JavaScriptの許可

【調達ポータル】
ポップアップの許可

【調達ポータル】
拡張機能の有効化

【調達ポータル】
Chromeに追加

【調達ポータル】
セットアップ完了の確認

「"調達ポータル・政府電子調達（GEPS）AP"をMicrosoft Edgeに追加しますか？」と表示されたら、［拡張機能を追加］をクリックします。

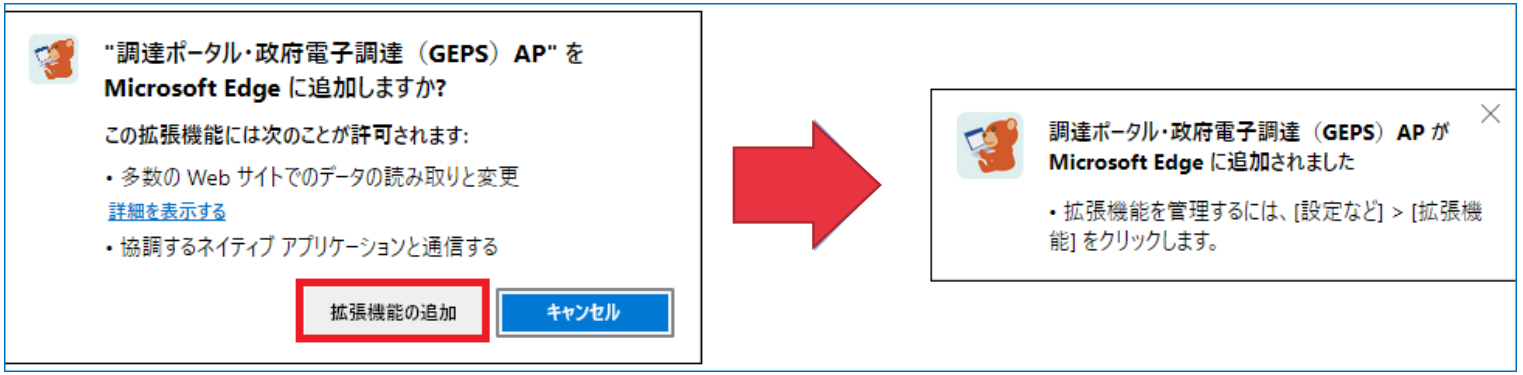

「調達ポータル・政府電子調達（GEPS）APがMicrosoft Edgeに追加されました」と表示されたらMicrosoft Edgeの設定は完了です。

2-2.調達ポータル利用準備（Google Chromeを使用する場合）

- 【調達ポータル】プラグインセットアップ
- 電子調達システム用プログラムの許可URL登録
- Google Chromeの設定
  - 【調達ポータル】JavaScriptの許可
  - 【調達ポータル】ポップアップの許可
  - 【調達ポータル】Chromeに追加
- 【調達ポータル】セットアップ完了の確認

Google Chromeの設定メニューから［設定］をクリックします。

2-2.調達ポータル利用準備（Google Chromeを使用する場合）

【調達ポータル】
プラグインセットアップ

電子調達システム用
プログラムの許可URL
登録

Google Chromeの設定

【調達ポータル】
JavaScriptの許可

【調達ポータル】
ポップアップの許可

【調達ポータル】
Chromeに追加

【調達ポータル】
セットアップ完了の確認

［プライバシーとセキュリティ］をクリックし、［サイトの設定］をクリックします。

2-2.調達ポータル利用準備（Google Chromeを使用する場合）

- 【調達ポータル】プラグインセットアップ
- 電子調達システム用プログラムの許可URL登録
- Google Chromeの設定
  - 【調達ポータル】JavaScriptの許可
  - 【調達ポータル】ポップアップの許可
  - 【調達ポータル】Chromeに追加
- 【調達ポータル】セットアップ完了の確認

「コンテンツ」の［JavaScript］をクリックします。

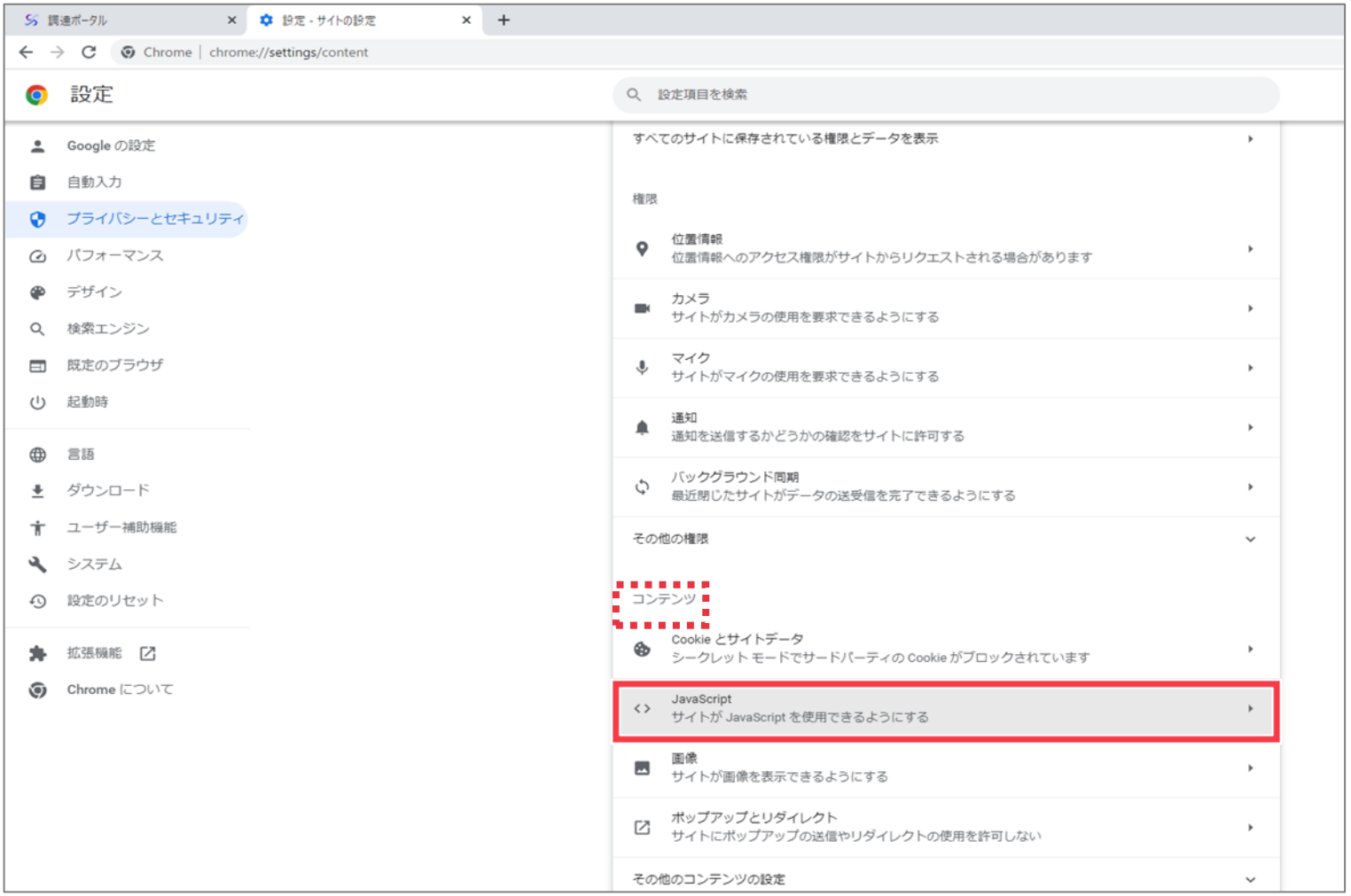

2-2.調達ポータル利用準備（Google Chromeを使用する場合）

- 【調達ポータル】プラグインセットアップ
- 電子調達システム用プログラムの許可URL登録
- Google Chromeの設定
  - 【調達ポータル】JavaScriptの許可
  - 【調達ポータル】ポップアップの許可
  - 【調達ポータル】Chromeに追加
- 【調達ポータル】セットアップ完了の確認

「デフォルトの動作」で［サイトがJavaScriptを使用できるようにする］を選択します。

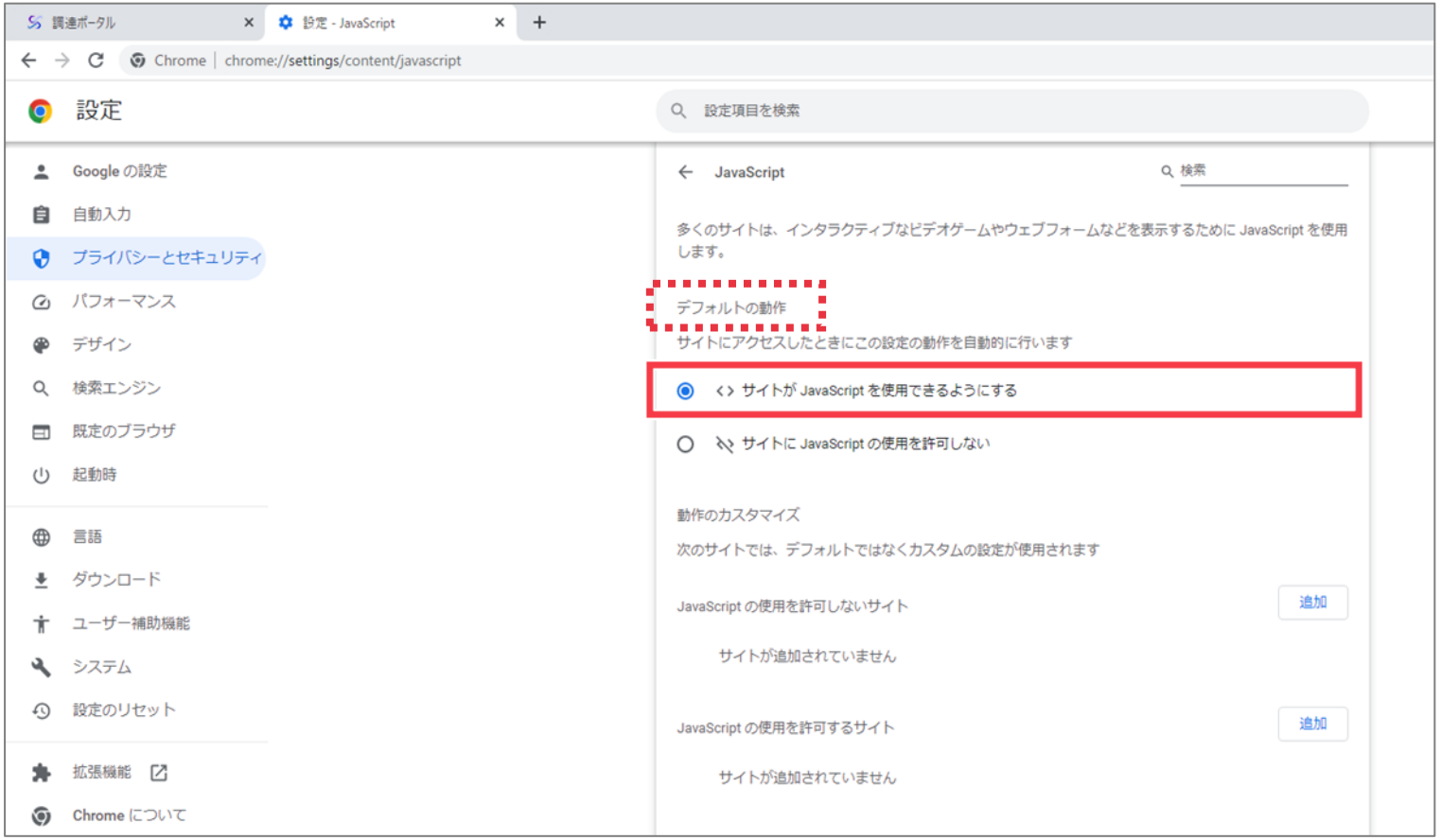

2-2.調達ポータル利用準備（Google Chromeを使用する場合）

- 【調達ポータル】プラグインセットアップ
- 電子調達システム用プログラムの許可URL登録
- Google Chromeの設定
  - 【調達ポータル】JavaScriptの許可
  - **【調達ポータル】ポップアップの許可**
  - 【調達ポータル】Chromeに追加
- 【調達ポータル】セットアップ完了の確認

［←］をクリックしてひとつ前の画面に戻り、
「コンテンツ」の［ポップアップとリダイレクト］をクリックします。

2-2.調達ポータル利用準備（Google Chromeを使用する場合）

【調達ポータル】
プラグインセットアップ

電子調達システム用
プログラムの許可URL
登録

Google Chromeの設定

【調達ポータル】
JavaScriptの許可

【調達ポータル】
ポップアップの許可

【調達ポータル】
Chromeに追加

【調達ポータル】
セットアップ完了の確認

「動作のカスタマイズ」で「ポップアップの送信やリダイレクトの使用を許可するサイト」の［追加］をクリックします。

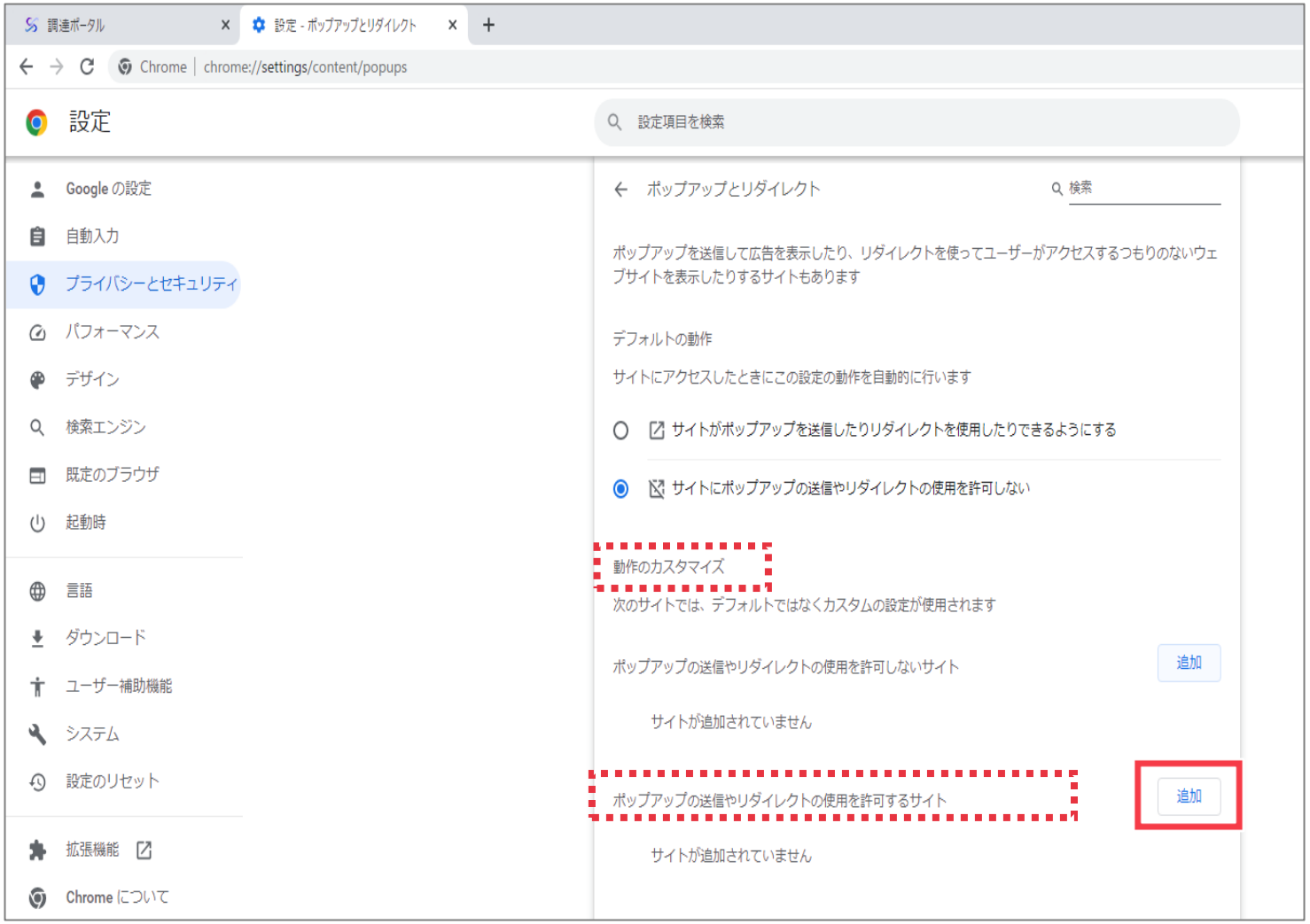

2-2.調達ポータル利用準備（Google Chromeを使用する場合）

【調達ポータル】
プラグインセットアップ

電子調達システム用
プログラムの許可URL
登録

Google Chromeの設定

【調達ポータル】
JavaScriptの許可

【調達ポータル】
ポップアップの許可

【調達ポータル】
Chromeに追加

【調達ポータル】
セットアップ完了の確認

調達ポータルのURLなど以下を入力し、「追加」ボタンをクリックします。

- www.geps.go.jp
- www.nyusatsu.geps.go.jp
- www.p-portal.go.jp
- www.marketplace.geps.go.jp

追加したURLが「ポップアップの送信やリダイレクトの使用を許可するサイト」に表示されます。

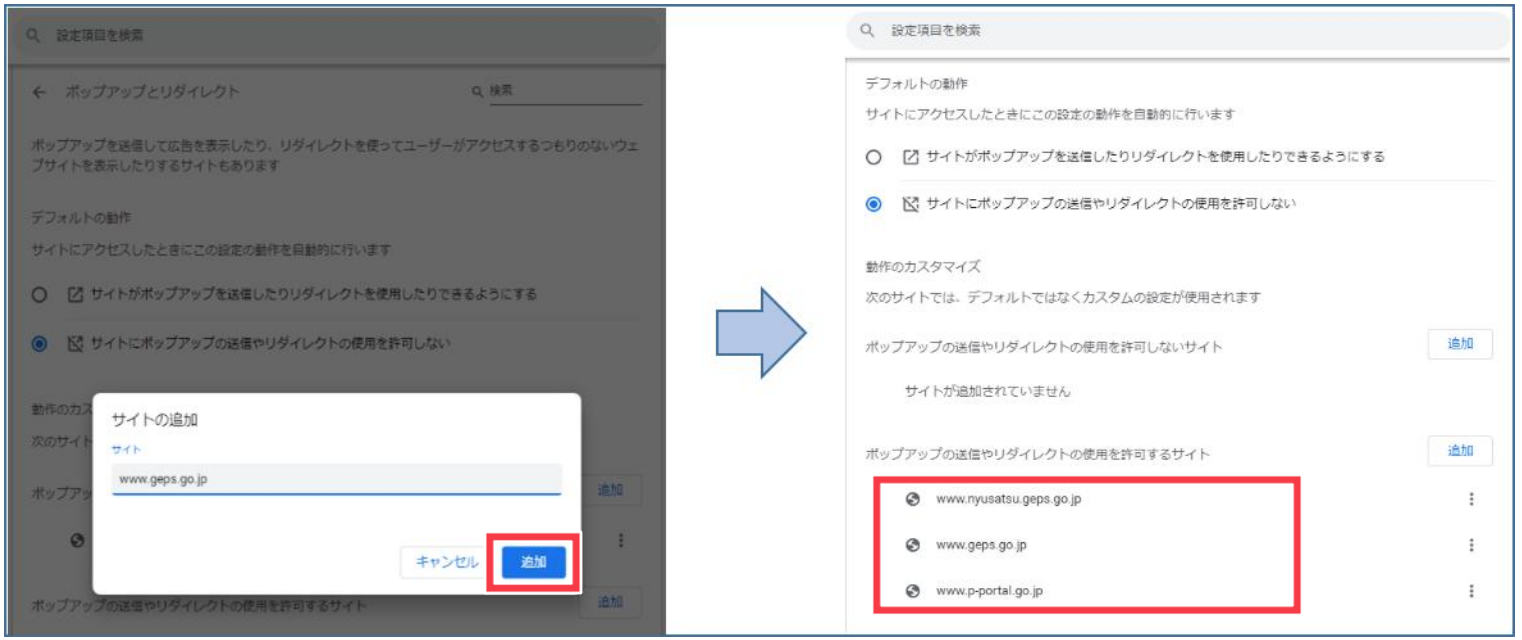

2-2.調達ポータル利用準備（Google Chromeを使用する場合）

【調達ポータル】
プラグインセットアップ

電子調達システム用
プログラムの許可URL
登録

Google Chromeの設定

【調達ポータル】
JavaScriptの許可

【調達ポータル】
ポップアップの許可

【調達ポータル】
Chromeに追加

【調達ポータル】
セットアップ完了の確認

Chromeウェブストアの調達ポータル・政府電子調達（GEPS）APの
ページにアクセスします。
（Chromeウェブストアで「調達ポータル・政府電子調達（GEPS）AP」
を検索してページを表示します。）

2-2.調達ポータル利用準備（Google Chromeを使用する場合）

- 【調達ポータル】プラグインセットアップ
- 電子調達システム用プログラムの許可URL登録
- Google Chromeの設定
  - 【調達ポータル】JavaScriptの許可
  - 【調達ポータル】ポップアップの許可
  - 【調達ポータル】Chromeに追加
- 【調達ポータル】セットアップ完了の確認

「「調達ポータル・政府電子調達（GEPS）AP」を追加しますか？」と表示されたら、［拡張機能を追加］をクリックします。

「「調達ポータル・政府電子調達（GEPS）AP」がChromeに追加されました。」と表示されたらGoogle Chromeの設定は完了です。

2-2.調達ポータル利用準備

【調達ポータル】
プラグインセットアップ

電子調達システム用
プログラムの許可URL
登録

使用ブラウザーの設定

Microsoft Edge
Google Chrome

【調達ポータル】
セットアップ完了の確認

“クライアント環境確認”にアクセスし、動作確認を行います。
（https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA05/OZA0501）

保有している電子証明書の種別を選択後、「電子証明書読み込み確認」ボタンをクリックします。

2-2.調達ポータル利用準備

【調達ポータル】
プラグインセットアップ

電子調達システム用
プログラムの許可URL
登録

使用ブラウザーの設定

Microsoft Edge
Google Chrome

【調達ポータル】
セットアップ完了の確認

選択した電子証明書のPINを入力し、「OK」をクリックします。
“正常に動作しています。”と表示されれば環境設定は完了です。

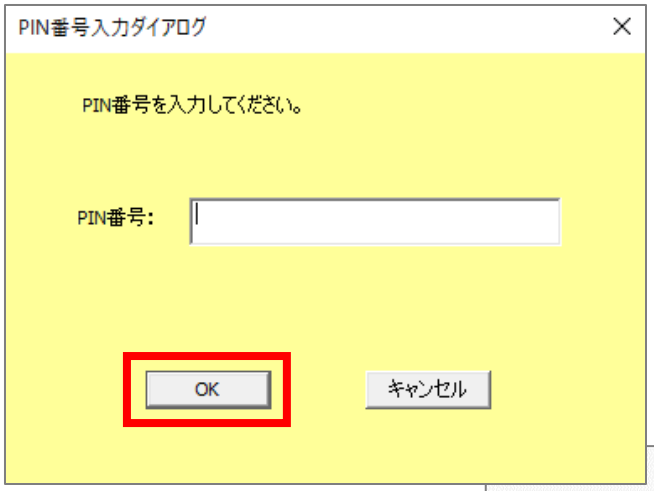

3.利用者登録

3-1.競争参加資格の確認

3-2.利用者登録の実施（代表者）

3.利用者登録

政府電子調達（GEPS）のご利用にあたっては、
「競争参加資格申請」及び「利用者登録」が必要となります。

① 競争参加資格の確認

② 利用者登録の実施

3-1.競争参加資格の確認

■ 競争参加資格の確認

以下のいずれかの資格をお持ちか、確認してください。

参加可能案件	競争参加資格	取得先/問い合わせ先
物品・役務	全省庁統一資格	統一資格ヘルプデスク （全省庁統一資格事務処理センター）※1
簡易な公共事業※2	個別府省などで 発行している資格	各府省などの工事資格担当窓口

調達ポータルからは、全省庁統一資格の申請が可能です。
全省庁統一資格を取得すると、各省庁における物品・役務の製造・販売などに係る一般競争（指名競争）の入札に参加できるようになります。
簡易な公共事業の入札には、各省庁が発行する資格が必要です。

※1 統一資格ヘルプデスク（全省庁統一資格事務処理センター）は、
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/geps-chotatujoho/resources/app/html/pitoiawase.html から連絡先に遷移できます。

※2 簡易な公共事業とは、「建設工事、測量・建設コンサルタントなどの業務」を指します。

3-2.利用者登録の実施（代表者）

- 【調達ポータル】トップ画面
- 【調達ポータル】登録方法選択画面
- 【調達ポータル】電子証明書種別選択画面
- 【調達ポータル】PIN入力画面
- 【調達ポータル】資格情報入力画面
- 【調達ポータル】利用者情報入力画面
- 【調達ポータル】反映資格選択画面
- 【調達ポータル】利用者情報入力画面
- 【調達ポータル】申請内容確認画面
- 【調達ポータル】利用者登録・申請完了画面

■ 利用者登録の実施

GEPSで使用する代表者名義の電子証明書を用意し、調達ポータルのトップ画面より、「利用者を登録する」ボタンをクリックします。

3-2.利用者登録の実施（代表者）

- 【調達ポータル】トップ画面
- 【調達ポータル】登録方法選択画面
- 【調達ポータル】電子証明書種別選択画面
- 【調達ポータル】PIN入力画面
- 【調達ポータル】資格情報入力画面
- 【調達ポータル】利用者情報入力画面
- 【調達ポータル】反映資格選択画面
- 【調達ポータル】利用者情報入力画面
- 【調達ポータル】申請内容確認画面
- 【調達ポータル】利用者登録・申請完了画面

代表者名義の電子証明書を用意し、「代表者」ボタンをクリックします。

3-2.利用者登録の実施（代表者）

- 【調達ポータル】トップ画面
- 【調達ポータル】登録方法選択画面
- 【調達ポータル】電子証明書種別選択画面
- 【調達ポータル】PIN入力画面
- 【調達ポータル】資格情報入力画面
- 【調達ポータル】利用者情報入力画面
- 【調達ポータル】反映資格選択画面
- 【調達ポータル】利用者情報入力画面
- 【調達ポータル】申請内容確認画面
- 【調達ポータル】利用者登録・申請完了画面

保有している電子証明書の種類を選択した後、「読込」ボタンをクリックします。

※マイナンバーカードを使用して代表者名義の利用者登録を行うことができるのは、競争参加資格（物品・役務、及び簡易な公共工事資格）を保有する個人事業主に限ります。

3-2.利用者登録の実施（代表者）

【調達ポータル】
トップ画面
【調達ポータル】
登録方法選択画面
【調達ポータル】
電子証明書
種別選択画面
【調達ポータル】
PIN入力画面
【調達ポータル】
資格情報入力画面
【調達ポータル】
利用者情報入力画面
【調達ポータル】
反映資格選択画面
【調達ポータル】
利用者情報入力画面
【調達ポータル】
申請内容確認画面
【調達ポータル】
利用者登録・申請
完了画面

選択した電子証明書のPINを入力します。
（PINが正しい、かつ、電子証明書が有効の場合、読込み成功となります。
マイナンバーを利用する場合は、署名用電子証明書のPINを入力してください。）

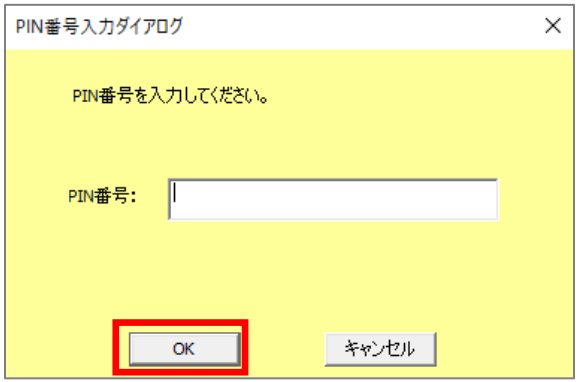

【補足】エラーメッセージが表示された場合

(1) パソコンセットアップ不備

- [CLIENT-ERR-EXT-00102]環境エラーが発生しました。というエラーメッセージが表示された場合
  → 調達ポータル・電子調達システムプラグインのインストールが完了していない可能性

(2) 認証局のクライアントソフト関係の不備

- 「環境エラーが発生しました。（　）」（CLIENT-ERR-EXE-0033または0043）というエラーメッセージが表示された場合
  → ご利用の認証局のクライアントソフトの設定未完了 / 複数の認証局のソフトをインストールしている などの可能性

(3) ブラウザー設定不備

- 「環境エラーが発生しました。（0）」（CLIENT-ERR-EXE-0016）というエラーメッセージが表示された場合
  → 推奨環境外のInternet Explorerを利用している可能性。
- 「TypeErrer未定義またはNULL参照のプロパティ‘　’は取得できません」というエラーメッセージが表示された場合
  → 推奨環境外のInternet Explorerを利用している可能性。
- 「呼び出し失敗【詳細】拡張機能がインストールまたは有効化されていません。」というエラーメッセージが表示された場合
  → 拡張機能のインストールが完了していない、拡張機能が有効になっていない可能性

(4) カードリーダー関係の不備

- 「ICカードに接続できませんでした。」というエラーメッセージが表示された場合
  → カードリーダー接続なし / カード挿入なし / カードリーダーの設定不備　などの可能性

3-2.利用者登録の実施（代表者）

- 【調達ポータル】トップ画面
- 【調達ポータル】登録方法選択画面
- 【調達ポータル】電子証明書種別選択画面
- 【調達ポータル】PIN入力画面
- **【調達ポータル】資格情報入力画面**
- 【調達ポータル】利用者情報入力画面
- 【調達ポータル】反映資格選択画面
- 【調達ポータル】利用者情報入力画面
- 【調達ポータル】申請内容確認画面
- 【調達ポータル】利用者登録・申請完了画面

申請する企業が保有している資格情報を検索します。
（入力した資格情報より、申請する対象の資格を検索します。）

3-2.利用者登録の実施（代表者）

- 【調達ポータル】トップ画面
- 【調達ポータル】登録方法選択画面
- 【調達ポータル】電子証明書種別選択画面
- 【調達ポータル】PIN入力画面
- **【調達ポータル】資格情報入力画面**
- 【調達ポータル】利用者情報入力画面
- 【調達ポータル】反映資格選択画面
- 【調達ポータル】利用者情報入力画面
- 【調達ポータル】申請内容確認画面
- 【調達ポータル】利用者登録・申請完了画面

検索結果（または自動検索結果）から、保有するすべての資格の登録対象にチェックを付け、次へボタンをクリックします。
（物品・役務、簡易な公共工事の資格より選択します。）

3-2.利用者登録の実施（代表者）

- 【調達ポータル】トップ画面
- 【調達ポータル】登録方法選択画面
- 【調達ポータル】電子証明書種別選択画面
- 【調達ポータル】PIN入力画面
- 【調達ポータル】資格情報入力画面
- **【調達ポータル】利用者情報入力画面**
- 【調達ポータル】反映資格選択画面
- 【調達ポータル】利用者情報入力画面
- 【調達ポータル】申請内容確認画面
- 【調達ポータル】利用者登録・申請完了画面

事業者情報の入力を簡便化するため、「反映する資格情報の選択」ボタンをクリックします。

3-2.利用者登録の実施（代表者）

【調達ポータル】
トップ画面

【調達ポータル】
登録方法選択画面

【調達ポータル】
電子証明書
種別選択画面

【調達ポータル】
PIN入力画面

【調達ポータル】
資格情報入力画面

【調達ポータル】
利用者情報入力画面

**【調達ポータル】
反映資格選択画面**

【調達ポータル】
利用者情報入力画面

【調達ポータル】
申請内容確認画面

【調達ポータル】
利用者登録・申請
完了画面

事業者情報に反映する資格情報を選択し、「反映」ボタンをクリックします。

3-2.利用者登録の実施（代表者）

【調達ポータル】
トップ画面

【調達ポータル】
登録方法選択画面

【調達ポータル】
電子証明書
種別選択画面

【調達ポータル】
PIN入力画面

【調達ポータル】
資格情報入力画面

【調達ポータル】
利用者情報入力画面

【調達ポータル】
反映資格選択画面

**【調達ポータル】
利用者情報入力画面**

【調達ポータル】
申請内容確認画面

【調達ポータル】
利用者登録・申請
完了画面

資格情報より反映されない情報（郵便番号、電話番号など）を入力し、「申請内容の確認」ボタンをクリックします。

3-2.利用者登録の実施（代表者）

- 【調達ポータル】トップ画面
- 【調達ポータル】登録方法選択画面
- 【調達ポータル】電子証明書種別選択画面
- 【調達ポータル】PIN入力画面
- 【調達ポータル】資格情報入力画面
- 【調達ポータル】利用者情報入力画面
- 【調達ポータル】反映資格選択画面
- 【調達ポータル】利用者情報入力画面
- **【調達ポータル】申請内容確認画面**
- 【調達ポータル】利用者登録・申請完了画面

申請内容を確認し、「申請」ボタンをクリックします。

3-2.利用者登録の実施（代表者）

【調達ポータル】
トップ画面

【調達ポータル】
登録方法選択画面

【調達ポータル】
電子証明書
種別選択画面

【調達ポータル】
PIN入力画面

【調達ポータル】
資格情報入力画面

【調達ポータル】
利用者情報入力画面

【調達ポータル】
反映資格選択画面

【調達ポータル】
利用者情報入力画面

【調達ポータル】
申請内容確認画面

【調達ポータル】
利用者登録・申請
完了画面

電子証明書情報と資格情報が一致している場合は登録完了画面が表示されます。一致していない場合は申請完了画面が表示されます。
（利用者登録の操作後、システムで自動承認作業を行います。申請内容が不一致の場合、差戻しとなることがあります。）

＜一致している場合＞ ⇒完了

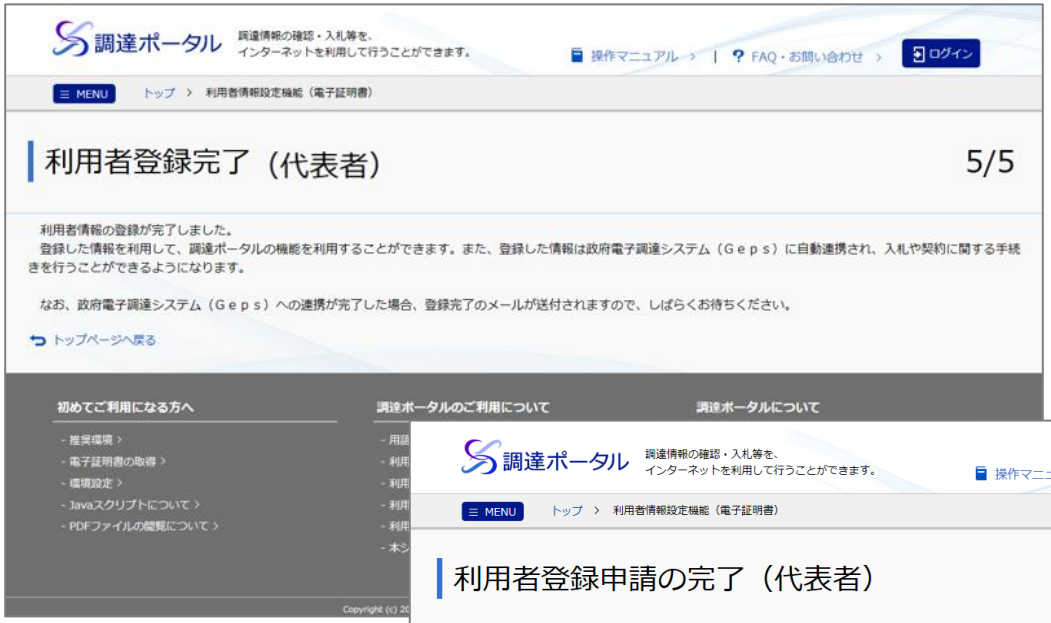

＜一致していない場合＞
⇒差し戻される場合あり

電子証明書情報と資格情報が一致しない場合の例として、代表者退任・新任などによる代表者名相違や、登記上の住所と主たる事業所の住所などによる住所相違などがあります。

3-2.利用者登録の実施（代表者）

■利用者申請完了通知メール（調達ポータル）の確認

- ✓ 利用者登録が完了すると、「［重要］利用者申請完了通知」メールが送付されます。
- ✓「［重要］利用者申請完了通知」メールの受領後、政府電子調達（GEPS）に利用者情報が 連携され、次ページのメールが送付されます。

件名 ［重要］利用者申請完了通知

・本メールはシステムからの送信専用メールです。本メールに返信しても回答できません。

[redacted]

調達ポータルが利用可能となりましたのでお知らせします。
利用申請時に登録した電子証明書で調達ポータルにログイン可能です。

※登録した情報は政府電子調達システム（ＧＥＰＳ）に自動で連携され、
入札や契約に関する手続きを行うことができるようになります。
政府電子調達システム（ＧＥＰＳ）への連携が完了した際に、
完了メールが送付されますので、しばらくお待ちください。

□□
調達ポータル
URL　　：https://www.p-portal.go.jp/
□□
注）本メールはシステムからの送信専用メールです。本メールに返信しても回答できません。

3-2.利用者登録の実施（代表者）

■電子調達システム利用者登録完了通知メール（政府電子調達（GEPS））の確認

- ✓ 調達ポータルで登録した利用者情報が政府電子調達（GEPS）に自動連携され、政府電子調達（GEPS）より、「［通知］電子調達システム利用者登録完了通知」メールが送付されます。
- ✓ 「［通知］電子調達システム利用者登録完了通知」のメール受領後から、登録した電子証明書を使用して、政府電子調達（GEPS）を利用した入札、契約などの業務を行えるようになります。

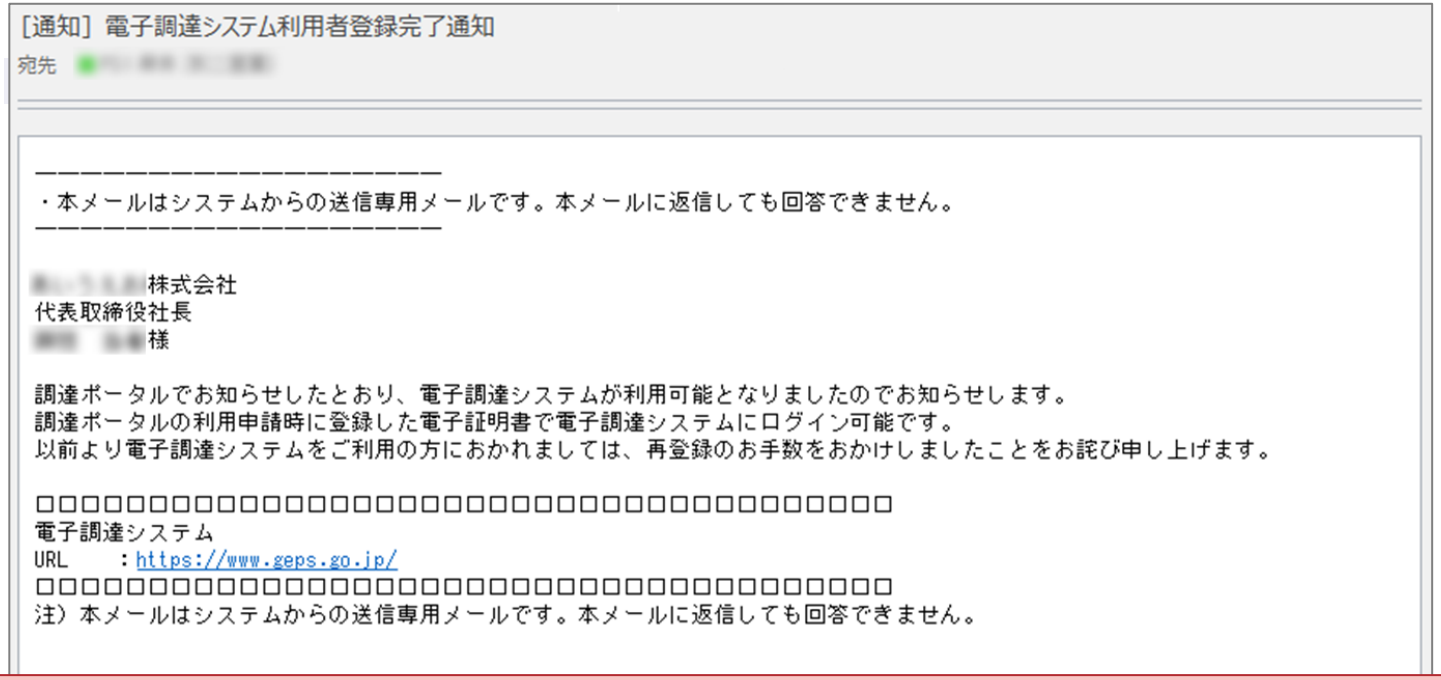

［通知］電子調達システム利用者登録完了通知

宛先 [redacted]

――――――――――――――――――――
・本メールはシステムからの送信専用メールです。本メールに返信しても回答できません。
――――――――――――――――――――

[redacted]株式会社
代表取締役社長
[redacted]様

調達ポータルでお知らせしたとおり、電子調達システムが利用可能となりましたのでお知らせします。
調達ポータルの利用申請時に登録した電子証明書で電子調達システムにログイン可能です。
以前より電子調達システムをご利用の方におかれましては、再登録のお手数をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

□□
電子調達システム
URL　：https://www.geps.go.jp/
□□
注）本メールはシステムからの送信専用メールです。本メールに返信しても回答できません。

調達ポータルへの利用者登録が完了するまでの間は、政府電子調達（GEPS）を利用することができませんので、利用者登録が完了していない方は、今後の入札参加などの予定を考慮していただき、期間に余裕をもって登録をお願いします。

3-2.利用者登録の実施（代表者）

■利用者情報の修正・更新について

✓ 利用者申請後、利用者情報の修正・更新が必要な場合、それぞれの場合に応じて以下のメニューを選択します。

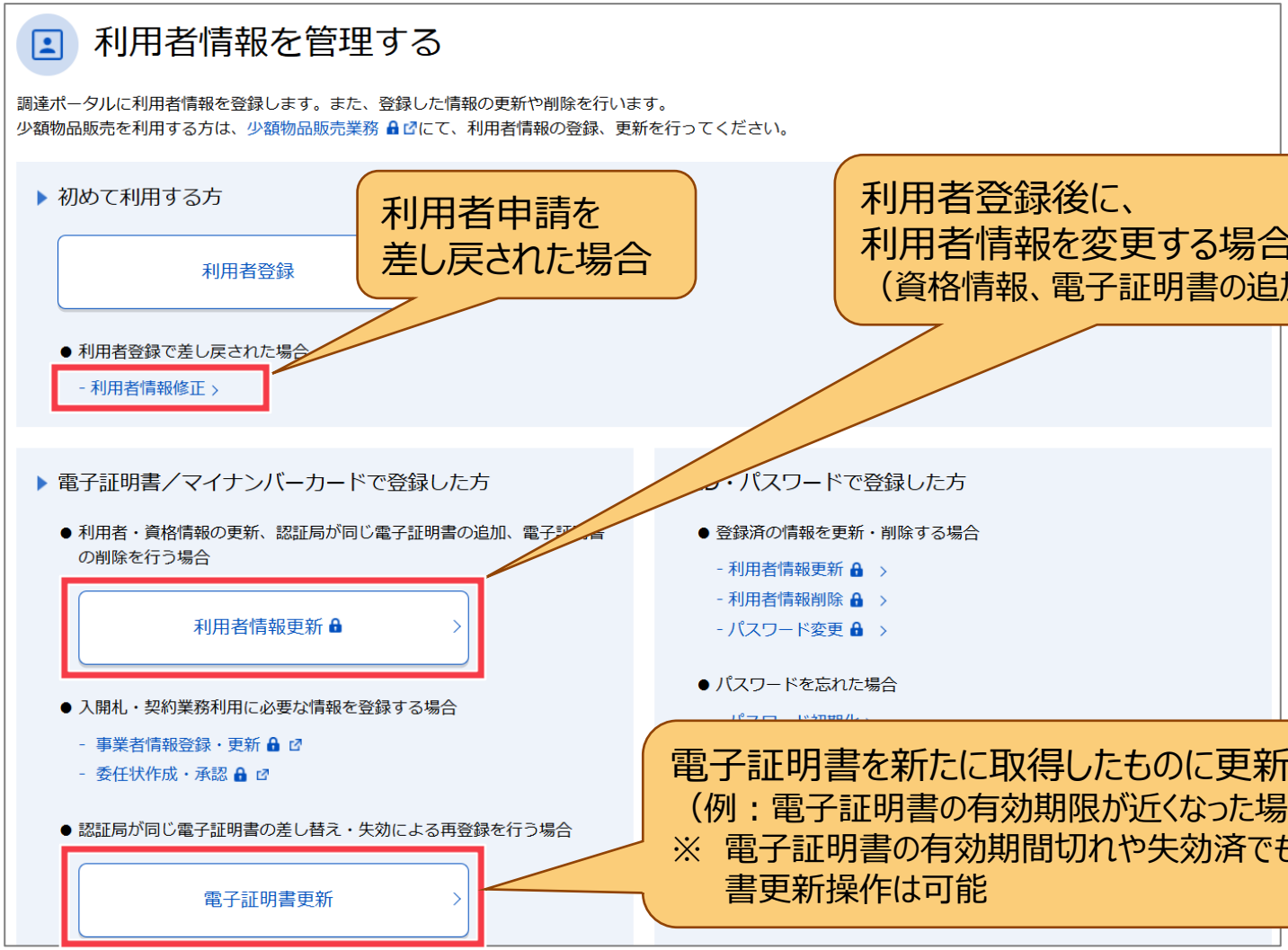

3-2.利用者登録の実施（代表者）

■利用者登録のまとめ

- ✓ 「競争参加資格の確認」を行い、「利用者登録の実施」を行います。
- ✓ 利用者登録（代表者）は、代表者名義の電子証明書で行います。
- ✓ 電子証明書の登録情報（商号又は名称、代表者氏名、住所）は、「競争参加資格情報」に登録されているものと一致する必要があります。
  電子証明書の登録情報が不明な場合は、電子証明書発行元認証局にご確認ください。
  「競争参加資格情報」の登録情報が不明な場合は、本テキスト「3-1.競争参加資格の確認」（P.48）に記載の問い合わせ先にご確認ください。
- ✓ 一つの事業者に対して、利用者登録（代表者）が行えるのは一度のみです。
- ✓ 「［通知］電子調達システム利用者登録完了通知」メールが届いた後から政府電子調達（GEPS）を利用できます。
- ✓ 調達ポータルにおいて、電子証明書を用いない「ID・パスワード」による利用者登録も可能ですが、政府電子調達（GEPS）を利用する場合、電子証明書を用いて利用者登録する必要があります。

4.利用者登録（代理人など）

4-1.代理人の追加方法（代理人登録）
4-2.代理人の追加方法（委任状作成）
4-3.代理人の追加方法（委任状承認）
4-4.代理人の追加方法（まとめ）

4.利用者登録（代理人など）

代表者は「代理人」を登録し、政府電子調達（GEPS）による手続を委任できます。
また、代理人は「復代理人」を登録し、政府電子調達（GEPS）による手続を委任できます。

代理人・復代理人の登録の流れ

① 代理人登録（委任される「代理人・復代理人」が実施する）
② 委任状作成（委任される「代理人・復代理人」が実施する）
③ 委任状承認（委任する「代表者・代理人（※）」が実施する）

※復代理人の委任状承認は、「復代理人選出」権限を持つ代理人のみ可能

運用イメージ

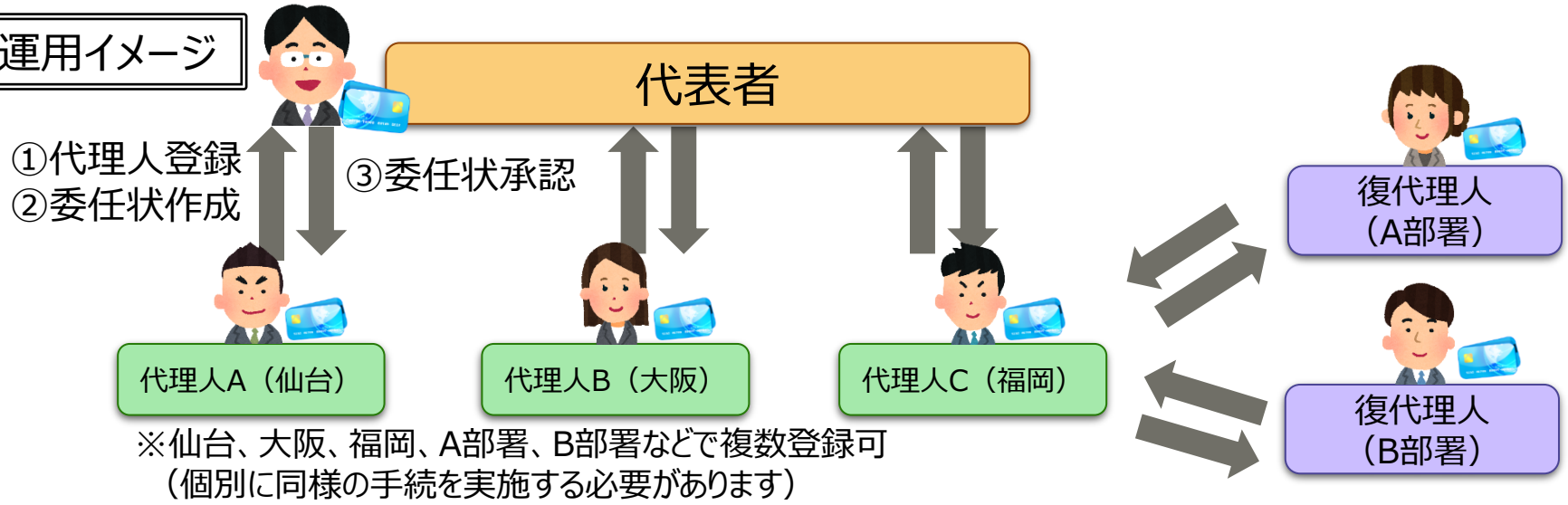

※仙台、大阪、福岡、A部署、B部署などで複数登録可
（個別に同様の手続を実施する必要があります）

利用される電子証明書またはマイナンバーカードについて、認証局または電子委任状取扱事業者より電子委任状を取得済の場合は、代表者登録がされていなくても代理人登録を行うことが可能となりました。
なお、代表者を登録せず、電子委任状を用いて利用者登録した代理人は復代理人を選出することが出来ません。

【参考】権限委任によるシステム利用者の追加

■前提条件①
利用業者は以下のいずれかの資格を保有している必要があります。
- ✓ 全省庁統一資格（物品・役務）
- ✓ 個別府省で発行している競争参加資格（公共工事など）

■前提条件②
代表者及び代理人は、それぞれの名義の電子証明書を作成している必要があります。その際、代表者と代理人は同一商号であることが必須です。
ただし、電子証明書の認証局・証明書タイプを一致させる必要はありません。

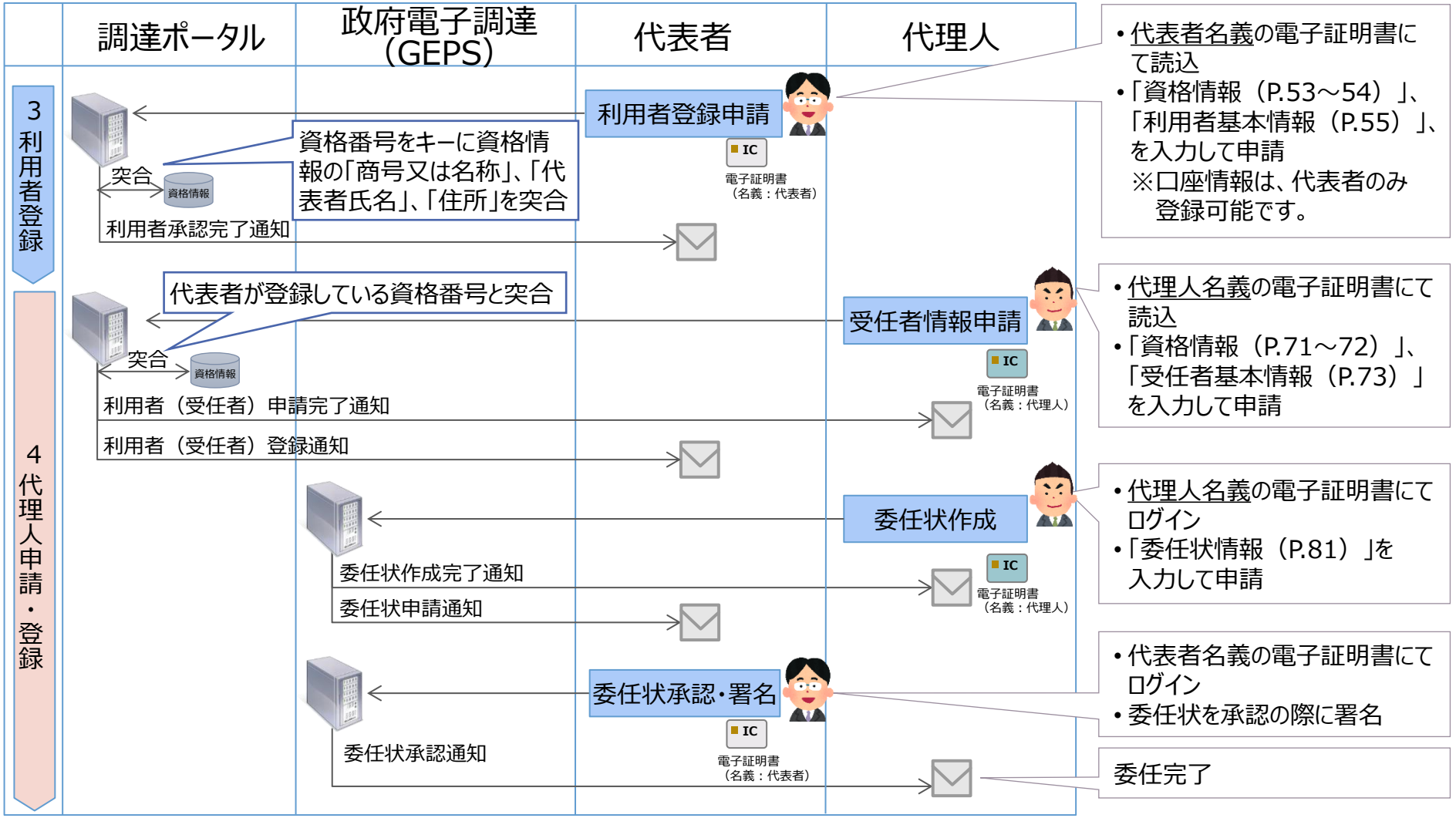

4-1. 代理人の追加方法（代理人登録）

【調達ポータル】
トップ画面

【調達ポータル】
登録方法選択画面

【調達ポータル】
電子証明書
種別選択画面

【調達ポータル】
PIN入力画面

【調達ポータル】
資格情報入力画面

【調達ポータル】
利用者情報入力画面

【調達ポータル】
申請内容確認画面

【調達ポータル】
利用者登録・申請
完了画面

調達ポータルのトップ画面より、「利用者を登録する」ボタンをクリックします。

4-1. 代理人の追加方法（代理人登録）

【調達ポータル】
トップ画面

【調達ポータル】
登録方法選択画面

【調達ポータル】
電子証明書
種別選択画面

【調達ポータル】
PIN入力画面

【調達ポータル】
資格情報入力画面

【調達ポータル】
利用者情報入力画面

【調達ポータル】
申請内容確認画面

【調達ポータル】
利用者登録・申請
完了画面

「代理人（民間電子証明書）」ボタンをクリックします。
※ここでは、電子証明書を使用して代理人登録を行う場合を例に説明します。

調達ポータルにおいてマイナンバー電子委任状取扱事業者の代理人登録が可能となりました。
民間認証局の代理人名義も、代理人名義マイナンバーカードも電子委任状があれば、代表者による利用者情報登録が完了していなくとも登録することが可能です。
※マイナンバーカードを利用する場合は
「代理人（マイナンバーカード）」をクリックします。
※手順はP.76～77をご参照ください。

4-1. 代理人の追加方法（代理人登録）

【調達ポータル】
トップ画面

【調達ポータル】
登録方法選択画面

【調達ポータル】
電子証明書
種別選択画面

【調達ポータル】
PIN入力画面

【調達ポータル】
資格情報入力画面

【調達ポータル】
利用者情報入力画面

【調達ポータル】
申請内容確認画面

【調達ポータル】
利用者登録・申請
完了画面

保有している電子証明書の種類を選択し、「読込」ボタンをクリックします。

4-1. 代理人の追加方法（代理人登録）

【調達ポータル】
トップ画面

【調達ポータル】
登録方法選択画面

【調達ポータル】
電子証明書
種別選択画面

【調達ポータル】
PIN入力画面

【調達ポータル】
資格情報入力画面

【調達ポータル】
利用者情報入力画面

【調達ポータル】
申請内容確認画面

【調達ポータル】
利用者登録・申請
完了画面

選択した電子証明書のPINを入力します。（PINが正しい、かつ、
電子証明書が有効の場合、読込み成功となります。）

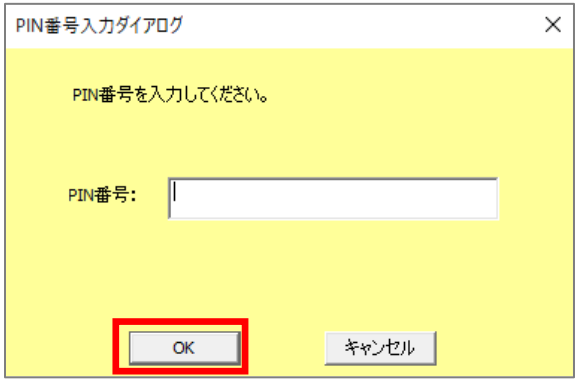

【補足】エラーメッセージが表示された場合

(1) パソコンセットアップ不備

- [CLIENT-ERR-EXT-00102]環境エラーが発生しました。というエラーメッセージが表示された場合
  → 調達ポータル・電子調達システムプラグインのインストールが完了していない可能性

(2) 認証局のクライアントソフト関係の不備

- 「環境エラーが発生しました。（　）」（CLIENT-ERR-EXE-0033または0043）というエラーメッセージが表示された場合
  → ご利用の認証局のクライアントソフトの設定未完了 / 複数の認証局のソフトをインストールしている などの可能性

(3) ブラウザー設定不備

- 「環境エラーが発生しました。（0）」（CLIENT-ERR-EXE-0016）というエラーメッセージが表示された場合
  → 推奨環境外のInternet Explorerを利用している可能性。
- 「TypeErrer未定義またはNULL参照のプロパティ‘　’は取得できません」というエラーメッセージが表示された場合
  → 推奨環境外のInternet Explorerを利用している可能性。
- 「呼び出し失敗【詳細】拡張機能がインストールまたは有効化されていません。」というエラーメッセージが表示された場合
  → 拡張機能のインストールが完了していない、拡張機能が有効になっていない可能性。

(4) カードリーダー関係の不備

- 「ICカードに接続できませんでした。」というエラーメッセージが表示された場合
  → カードリーダー接続なし / カード挿入なし / カードリーダーの設定不備　などの可能性

4-1. 代理人の追加方法（代理人登録）

【調達ポータル】
トップ画面

【調達ポータル】
登録方法選択画面

【調達ポータル】
電子証明書
種別選択画面

【調達ポータル】
PIN入力画面

【調達ポータル】
資格情報入力画面

【調達ポータル】
利用者情報入力画面

【調達ポータル】
申請内容確認画面

【調達ポータル】
利用者登録・申請
完了画面

代表者の利用者情報に登録済の資格情報を入力し、[追加]ボタンをクリックします。

4-1. 代理人の追加方法（代理人登録）

【調達ポータル】
トップ画面

【調達ポータル】
登録方法選択画面

【調達ポータル】
電子証明書
種別選択画面

【調達ポータル】
PIN入力画面

【調達ポータル】
資格情報入力画面

【調達ポータル】
利用者情報入力画面

【調達ポータル】
申請内容確認画面

【調達ポータル】
利用者登録・申請
完了画面

「次へ」ボタンをクリックします。

4-1. 代理人の追加方法（代理人登録）

【調達ポータル】
トップ画面

【調達ポータル】
登録方法選択画面

【調達ポータル】
電子証明書
種別選択画面

【調達ポータル】
PIN入力画面

【調達ポータル】
資格情報入力画面

**【調達ポータル】
利用者情報入力画面**

【調達ポータル】
申請内容確認画面

【調達ポータル】
利用者登録・申請
完了画面

利用者情報を入力し、「申請確認」ボタンをクリックします。

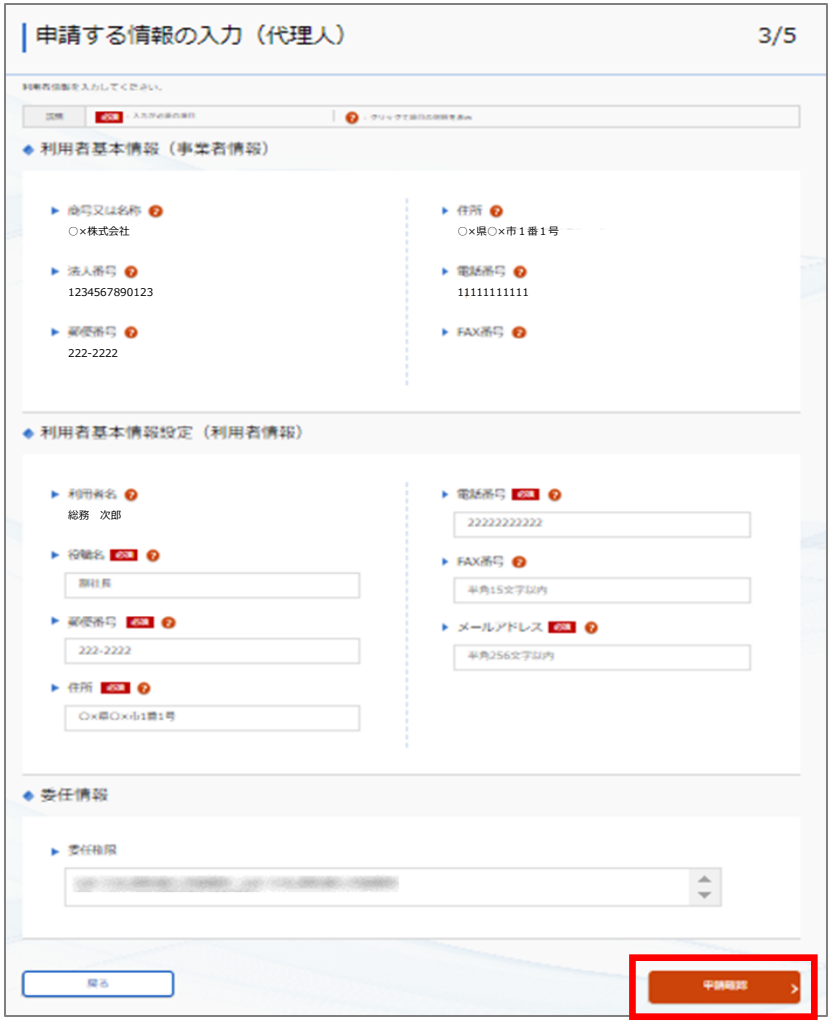

4-1. 代理人の追加方法（代理人登録）

【調達ポータル】
トップ画面

【調達ポータル】
登録方法選択画面

【調達ポータル】
電子証明書
種別選択画面

【調達ポータル】
PIN入力画面

【調達ポータル】
資格情報入力画面

【調達ポータル】
利用者情報入力画面

**【調達ポータル】
申請内容確認画面**

【調達ポータル】
利用者登録・申請
完了画面

申請内容を確認し、「申請実行」ボタンをクリックします。

4-1. 代理人の追加方法（代理人登録）

【調達ポータル】
トップ画面

【調達ポータル】
登録方法選択画面

【調達ポータル】
電子証明書
種別選択画面

【調達ポータル】
PIN入力画面

【調達ポータル】
資格情報入力画面

【調達ポータル】
利用者情報入力画面

【調達ポータル】
申請内容確認画面

【調達ポータル】
利用者登録完了画面

登録完了画面が表示され、利用者情報入力画面で入力したメールアドレスにメールが送信されます。また、代表者にもメールで通知されます。

【参考】調達ポータルにおける代理人のマイナンバーカード登録（１/２）

マイナンバー電子委任状取扱事業者の代理人登録手順について記載します。

※調達ポータルでの代理人登録前に、事前にマイナンバー電子委任状取扱事業者へ申請し、電子委任状を登録する必要があります。

【調達ポータルにおける画面操作】

「法人番号」を入力、
「委任状発行元」を選択し、
取得依頼ボタンをクリックする

画面表示内容を確認し、
代理人登録ボタンをクリックする

次ページへ

【参考】調達ポータルにおける代理人のマイナンバーカード登録（２/２）

利用者登録が完了すると、GEPSへ委任情報を含んだ利用者情報が連携され、
GEPS上で代理人として各種操作を行うことが可能となります。

【調達ポータルにおける画面操作】

前ページから

必要事項を入力し、
「申請」確認をクリックする

申請内容を確認し、
「申請実行」をクリックする

利用者登録完了

4-2. 代理人の追加方法（委任状作成）

【調達ポータル】
トップ画面

【調達ポータル】
ログインに利用する電子証明書の種別選択

【政府電子調達(GEPS)】
口座・委任管理
トップ画面

【政府電子調達(GEPS)】
委任状作成

電子委任状を用いない民間電子証明書の代理人は、代理人登録完了後、必要に応じて委任状作成を行います。

「利用者情報を管理する」→「電子証明書／マイナンバーカードで登録した方」の「委任状作成・承認」をクリックします。

4-2. 代理人の追加方法（委任状作成）

【調達ポータル】
トップ画面

【調達ポータル】
ログインに利用する電子証明書の種別選択

【政府電子調達(GEPS)】
口座・委任管理
トップ画面

【政府電子調達(GEPS)】
委任状作成

電子証明書種別を選択し、「ログイン」ボタンをクリックして、
政府電子調達（GEPS）にログインします。

4-2. 代理人の追加方法（委任状作成）

【調達ポータル】
トップ画面

【調達ポータル】
ログインに利用する電子証明書の種別選択

【政府電子調達(GEPS)】
口座・委任管理
トップ画面

【政府電子調達(GEPS)】
委任状作成

政府電子調達（GEPS）のサイドメニューより、「委任状作成」をクリックします。

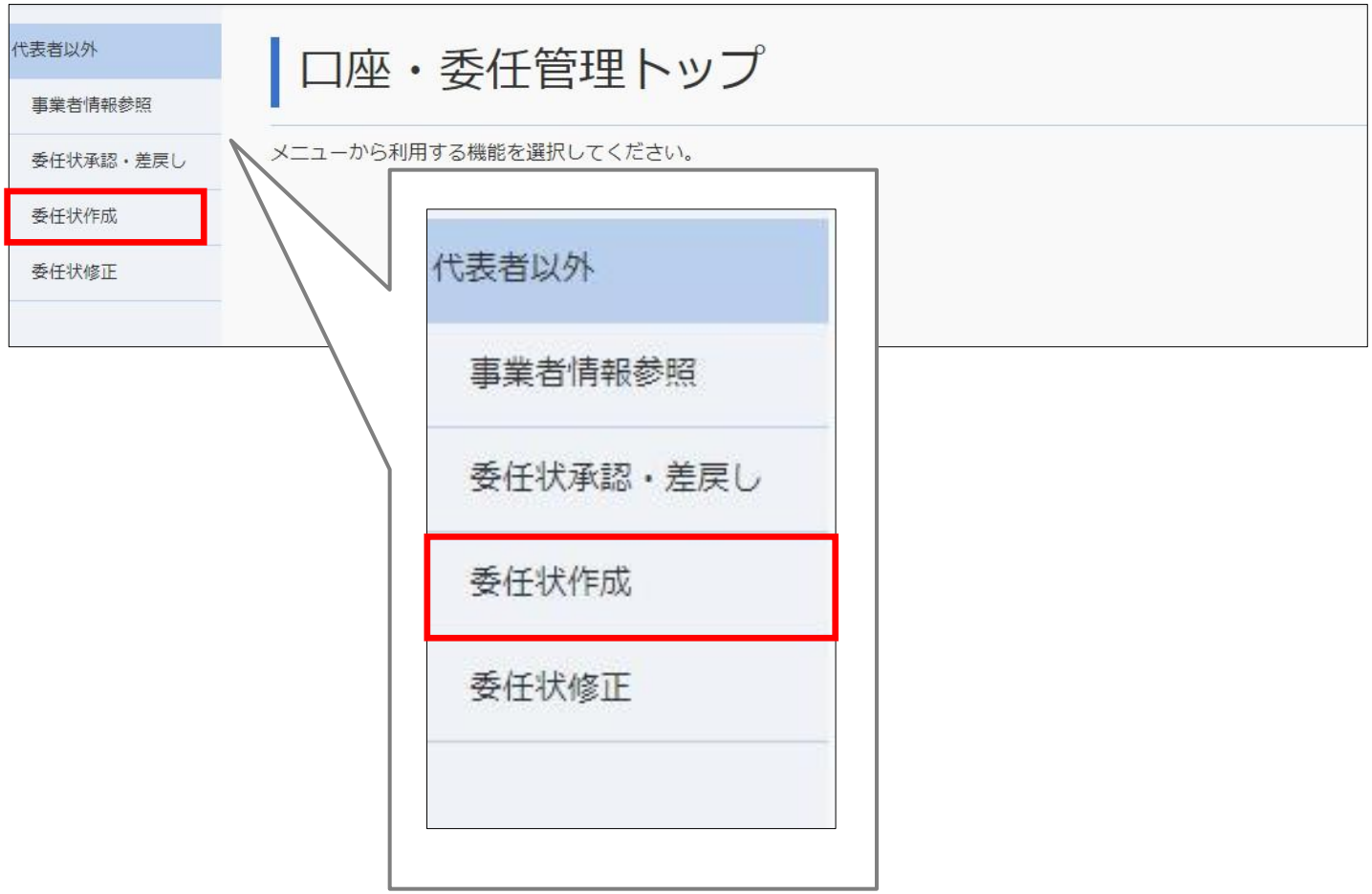

4-2. 代理人の追加方法（委任状作成）

【調達ポータル】
トップ画面

【調達ポータル】
ログインに利用する電子証明書の種別選択

【政府電子調達(GEPS)】
口座・委任管理
トップ画面

【政府電子調達(GEPS)】
委任状作成

必要な情報を入力して「委任状作成」ボタンをクリックし、委任者に委任状の承認依頼を行います。

入力項目	説明
委任種別	「期間」または「都度」を選択
委任期間	委任期間を入力
府省等名称	府省等名称を選択
委任権限	以下から、選択 「入札」「契約」「納入」「代金請求」「復代理人選出」
委任日	委任日を入力
委任者種別	「代表者」または「代理人」を選択

「委任種別」の違いは以下のとおりです。

- **期間委任**
  委任期間の間、すべての案件が委任されます。
  ただし、複数府省の案件がある場合は、府省ごとに委任状を作成する必要があります。
- **都度委任**
  特定の案件について委任されます。
  「都度」を選択後、「調達案件番号」を入力し、［確認］をクリックすると、対応する「府省等名称」、「契約案件名称」が設定されます。

※委任状の作成完了後、
委任者（代表者・代理人）及び
受任者（委任状を作成した代理人など）
のメールアドレス宛てに、
委任状作成が完了した旨が通知されます。

4-3. 代理人の追加方法（委任状承認）

【調達ポータル】
トップ画面

【調達ポータル】
ログインに利用する電子証明書の種別選択

【政府電子調達(GEPS)】
口座・委任管理
トップ画面

【政府電子調達(GEPS)】
委任状検索

【政府電子調達(GEPS)】
委任状参照

委任状承認依頼があった場合、代表者は承認を行います。

「利用者情報を管理する」→「電子証明書／マイナンバーカードで登録した方」の「委任状作成・承認」をクリックします。

4-3. 代理人の追加方法（委任状承認）

【調達ポータル】
トップ画面

【調達ポータル】
ログインに利用する電子証明書の種別選択

【政府電子調達(GEPS)】
口座・委任管理
トップ画面

【政府電子調達(GEPS)】
委任状検索

【政府電子調達(GEPS)】
委任状参照

電子証明書種別を選択し、「ログイン」ボタンをクリックして、
政府電子調達（GEPS）にログインします。

4-3. 代理人の追加方法（委任状承認）

【調達ポータル】
トップ画面

【調達ポータル】
ログインに利用する電子証明書の種別選択

【政府電子調達(GEPS)】
口座・委任管理
トップ画面

【政府電子調達(GEPS)】
委任状検索

【政府電子調達(GEPS)】
委任状参照

政府電子調達（GEPS）のサイドメニューより、「委任状承認・差戻し」をクリックします。

4-3. 代理人の追加方法（委任状承認）

【調達ポータル】
トップ画面

【調達ポータル】
ログインに利用する電子証明書の種別選択

【政府電子調達(GEPS)】
口座・委任管理
トップ画面

【政府電子調達(GEPS)】
委任状検索

【政府電子調達(GEPS)】
委任状参照

委任状の検索条件を指定して、「検索」ボタンをクリックします。

委任状一覧に、検索条件に合致する委任状が表示されます。
承認する委任状の「詳細」ボタンをクリックします。

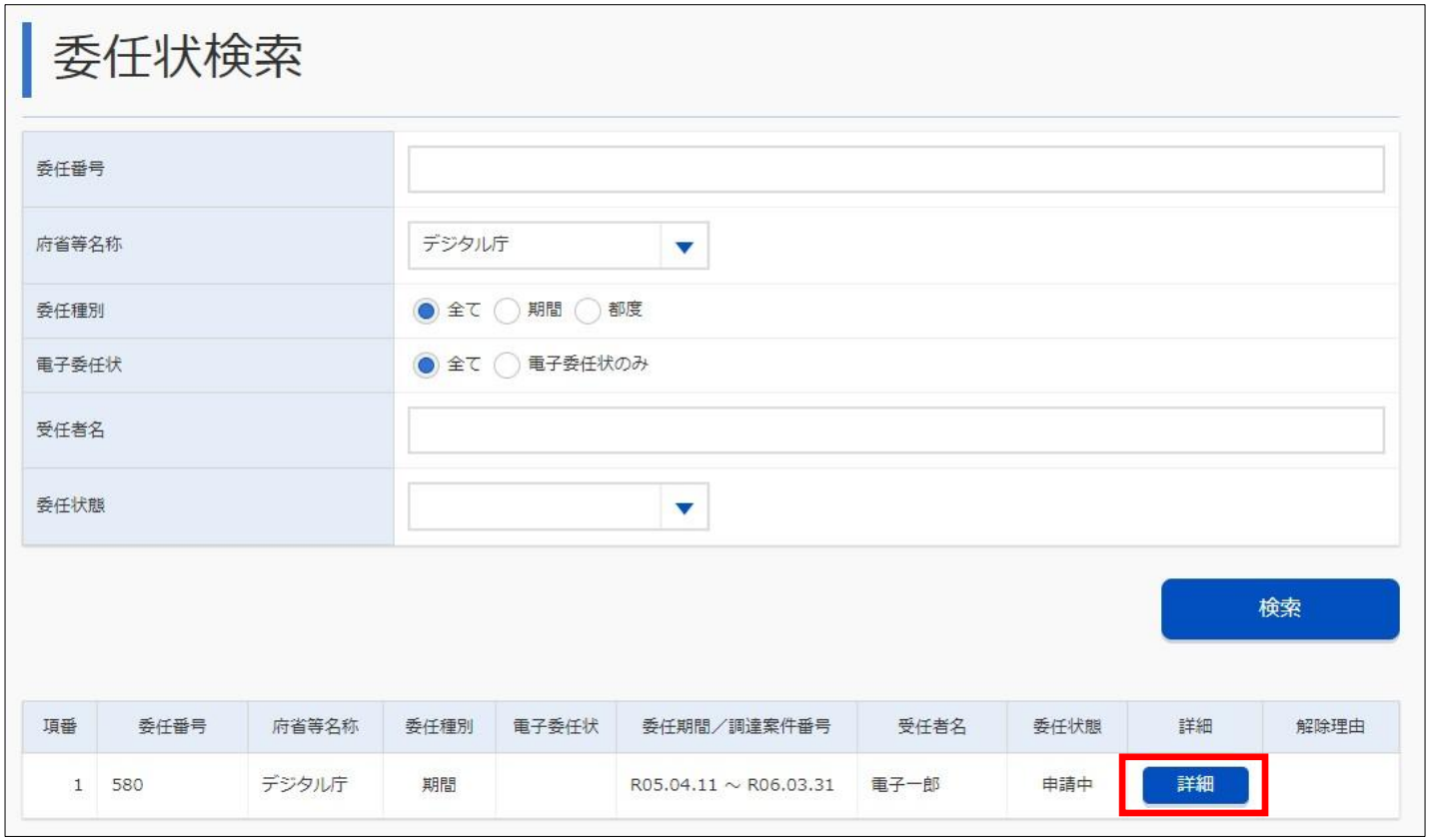

4-3. 代理人の追加方法（委任状承認）

【調達ポータル】
トップ画面

【調達ポータル】
ログインに利用する電子証明書の種別選択

【政府電子調達(GEPS)】
口座・委任管理
トップ画面

【政府電子調達(GEPS)】
委任状検索

【政府電子調達(GEPS)】
委任状参照

委任状の詳細を確認し、問題なければ「署名状態」欄の「未」ボタンをクリックして、署名を付与します。

4-3. 代理人の追加方法（委任状承認）

【調達ポータル】
トップ画面

【調達ポータル】
ログインに利用する電子証明書の種別選択

【政府電子調達(GEPS)】
口座・委任管理
トップ画面

【政府電子調達(GEPS)】
委任状検索

【政府電子調達(GEPS)】
委任状参照

署名を付与したら、「承認」ボタンをクリックして委任状を承認します。

※承認完了後、受任者（委任状を作成した代理人など）に、委任状の承認が完了した旨が通知されます。

4-4. 代理人の追加方法（まとめ）

■ GEPSの委任機能を用いる場合

- ✓ 政府電子調達（GEPS）には、「代表者」、代表者が権限を委任できる「代理人」、代理人が権限を委任できる「復代理人」があります（社内委任のみを対象としています）。委任機能は、代表者が本システムを操作できない場合に備えて、代表者から委任された権限ごとに、代表者に代わって政府電子調達（GEPS）を利用することができる機能です。（代理人、復代理人の登録人数に制限はありません。）
- ✓ 代表者などから承認された権限（「入札」「契約」「納入」「代金請求」「復代理人選出※1」）ごとに、本システムの各業務（入札業務、契約業務）を利用できます。
- ✓ 委任は、「期間委任（府省等毎）※2」と「都度委任（案件毎）」を選べます。
- ✓ 代理人・復代理人は、代理人・復代理人の名義かつ代表者と同一商号の電子証明書を取得する必要があります。
  ただし、電子証明書の認証局・証明書タイプを一致させる必要はありません。
- ✓ 代理人・復代理人の申請時は、代表者が設定した資格情報と同一の資格情報を設定してください。代表者が設定した資格情報は「利用者情報更新」や「事業者情報更新」より代表者の電子証明書でログインし、確認できます。

※1「復代理人選出」権限は、代表者が代理人にのみ付与できます。
※2 委任状は府省等単位で作成する必要があるため、委任される府省などが複数の場合、その府省ごとに委任状作成を行ってください。

4-4. 代理人の追加方法（まとめ）

■電子委任を受けた電子証明書またはマイナンバーカード利用の場合

- ✓ 電子委任状を用いた委任は、代表者が本システムを操作できない場合に備えて、代表者に代わって政府電子調達（GEPS）を利用することができる機能です。
  委任者が利用される電子証明書またはマイナンバーカードについて、
  認証局または電子委任状取扱事業者より委任状を取得済の場合、
  代理人登録を行うことで電子委任状の委任情報に基づく業務を行うことが可能です。
  （代理人登録人数に制限はありません。）
- ✓ 代表者による利用者情報登録が完了していなくても代理人登録をすることができます。
- ✓ 「復代理人選出」権限を持たないため、復代理人委任状の作成はできません。
- ✓ 電子委任状による委任は「期間委任（府省等毎）」となります。
  府省等単位で取得する必要があるため、委任される府省などが複数の場合、対象府省ごとに取得を行ってください。
- ✓ 電子委任状の取得や詳細情報確認、その他ご質問などにつきましては、
  電子委任状発行事業者へお問い合わせ願います。

【参考】利用者の役割と業務の関係

利用者の役割による業務ごとの操作可否を示します。
代理人・復代理人が操作するには、各業務に対応した権限の申請・承認が必要です。

【凡例】
●:権限付与の必要なし、 ○:権限付与後操作可能、 ×:権限なし

業務名	役割		
	代表者	代理人	復代理人
利用者登録（代表者）	●	×	×
利用者登録（代理人）	×	●	●
委任状承認	●	○	×
入札	●	○	○
契約	●	○	○
納入	●	○	○
代金請求	●	○	○

5.操作説明

5-1.政府電子調達（GEPS）の利用方法
5-2. eラーニングについて
5-3.入札業務のポイント
5-4.契約・請求業務のポイント

5-1.政府電子調達（GEPS）の利用方法

「入札・契約」メニューまたは「入札・契約を行う（政府電子調達（GEPS））」枠内から各業務をクリックして政府電子調達（GEPS）をご利用ください。

■「入札・契約」メニュー

■「入札・契約を行う（政府電子調達（GEPS））」枠内

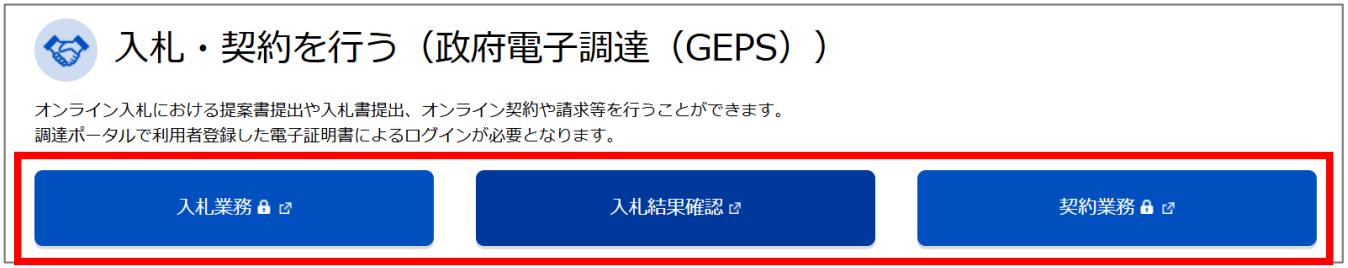

【参考】調達ポータルの概要

調達ポータル とは？

政府調達手続に関する一連の業務・情報を提供するポータルサイトです。

調達ポータル で何ができるの？

以前は、政府調達手続に関する業務を行う場合、業務内容ごとに異なるシステムを利用する必要がありました。調達ポータルには、政府調達手続に係るすべての窓口が集約されており、調達ポータルからすべての業務を実施することができます。

〔調達ポータルの特徴〕

- ✓ 調達情報の落札実績を事業者単位で確認できる。
- ✓ 知りたい調達情報が公開されたときにお知らせを受け取ることができる。
- ✓ 統一資格審査結果通知書を電子ファイル（PDF）で受け取ることができる。
  ※ただし、以下2つの条件を満たしている場合のみ可能となります。
  - 調達ポータルへ電子証明書にてログイン後に統一資格の申請を実施していること
  - 統一資格を申請時、通知書種類にて「電子」を選択していること
- ✓ 個人事業主に限り、電子証明書を持っていなくてもマイナンバーカードで利用できる。

調達ポータルについては推奨ブラウザーが、Microsoft Edge（最新版）、Google Chrome（最新版）となっています。

5-2. eラーニングについて

- ✓ 本講習会では、政府電子調達（GEPS）の模擬画面である「eラーニング」を活用して、一連の操作をご体験いただきます。

- ✓ eラーニングでは、代表的な物品調達（売買契約）を例に、政府電子調達（GEPS）利用時の画面操作を体験できます。

- ✓ eラーニングを開始するには、調達ポータルトップページの「トレーニング」を開き、「eラーニング」をクリックします。

- ✓ eラーニングはブラウザのタブに模擬画面が追加されるため、操作中にブラウザのタブ横の「×」ボタンをクリックして画面を閉じる場面があります。
通常のシステム利用時は、基本的にシステム内のボタンをクリックして画面遷移してください。

5-3.入札業務のポイント

一般的な入札業務のフローを示します。

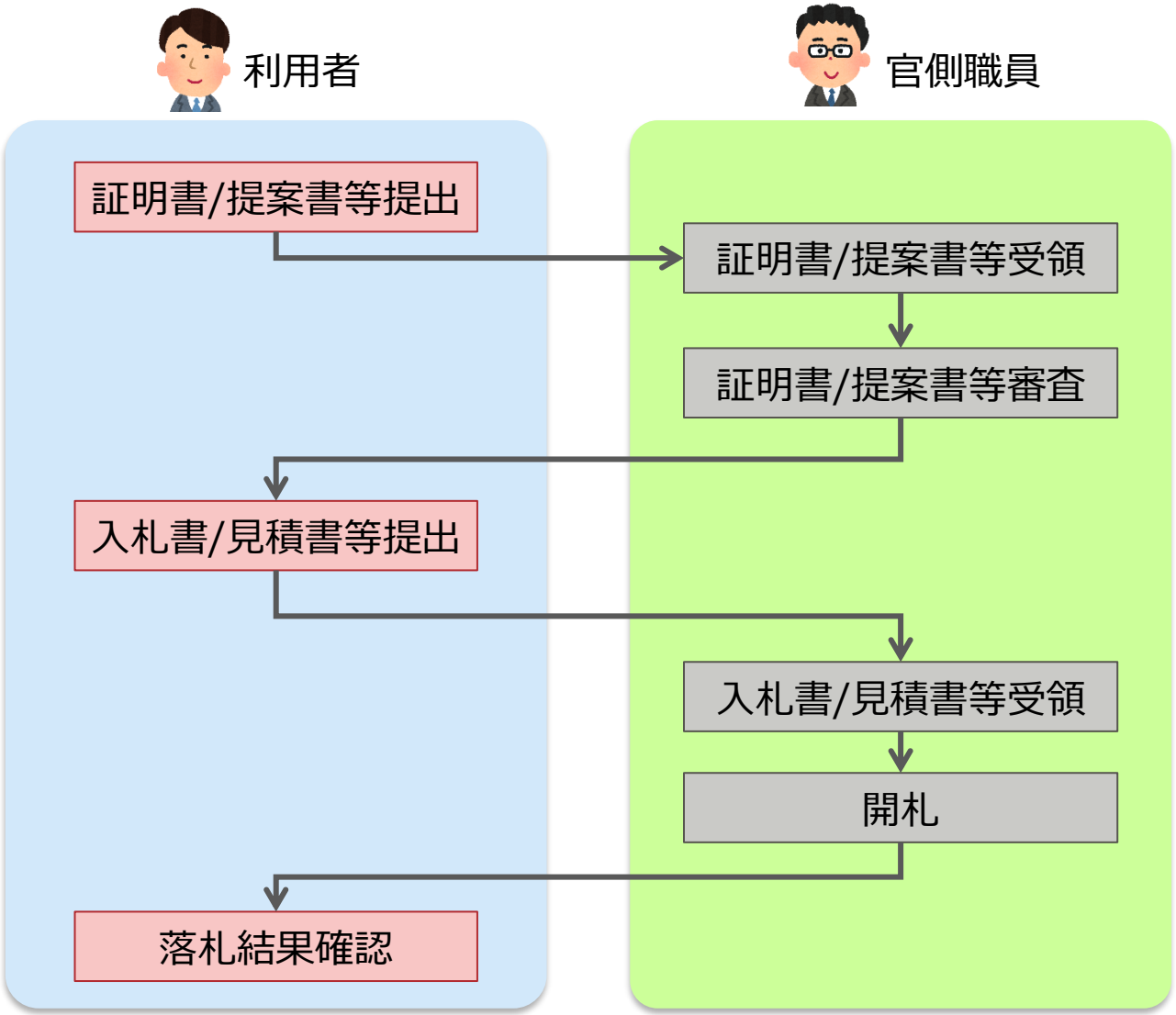

5-3.入札業務のポイント

■電子入札実施時の注意点

✓ 入札書、辞退届は、政府電子調達（GEPS）から一度だけ送信できます。一度送信すると、再提出や取下げを行うことはできません。 見積書については、見積書提出締切日時までは再提出のみ可能です。証明書/提案書等は、以下条件が揃うと発注元府省で再提出を許可することができ、システム上再提出の操作が可能です。
・証明書/提案書受付期間中
・審査結果通知書未受領
・入札書提出前

〔提出物と操作可能なアクション〕

提出物	アクション	
	再提出	取下げ
随意契約の場合の見積書	○	×
上記以外の提出物（主に、入札書、辞退届、証明書/提案書等）	×	×

✓ 証明書/提案書等の提出が不要な案件であっても、証明書/提案書等を政府電子調達（GEPS）で提出しないと、入札書/見積書を政府電子調達（GEPS）で提出できません。この場合の証明書/提案書等の提出内容については、各府省などへご相談ください。

✓ 政府電子調達（GEPS）上で提出物を送信する際は、利用者情報として登録済みの連絡先とは異なる「案件ごとの担当者の連絡先」を設定できます。

5-4.契約・請求業務のポイント

一般的な契約・請求業務のフローを示します。

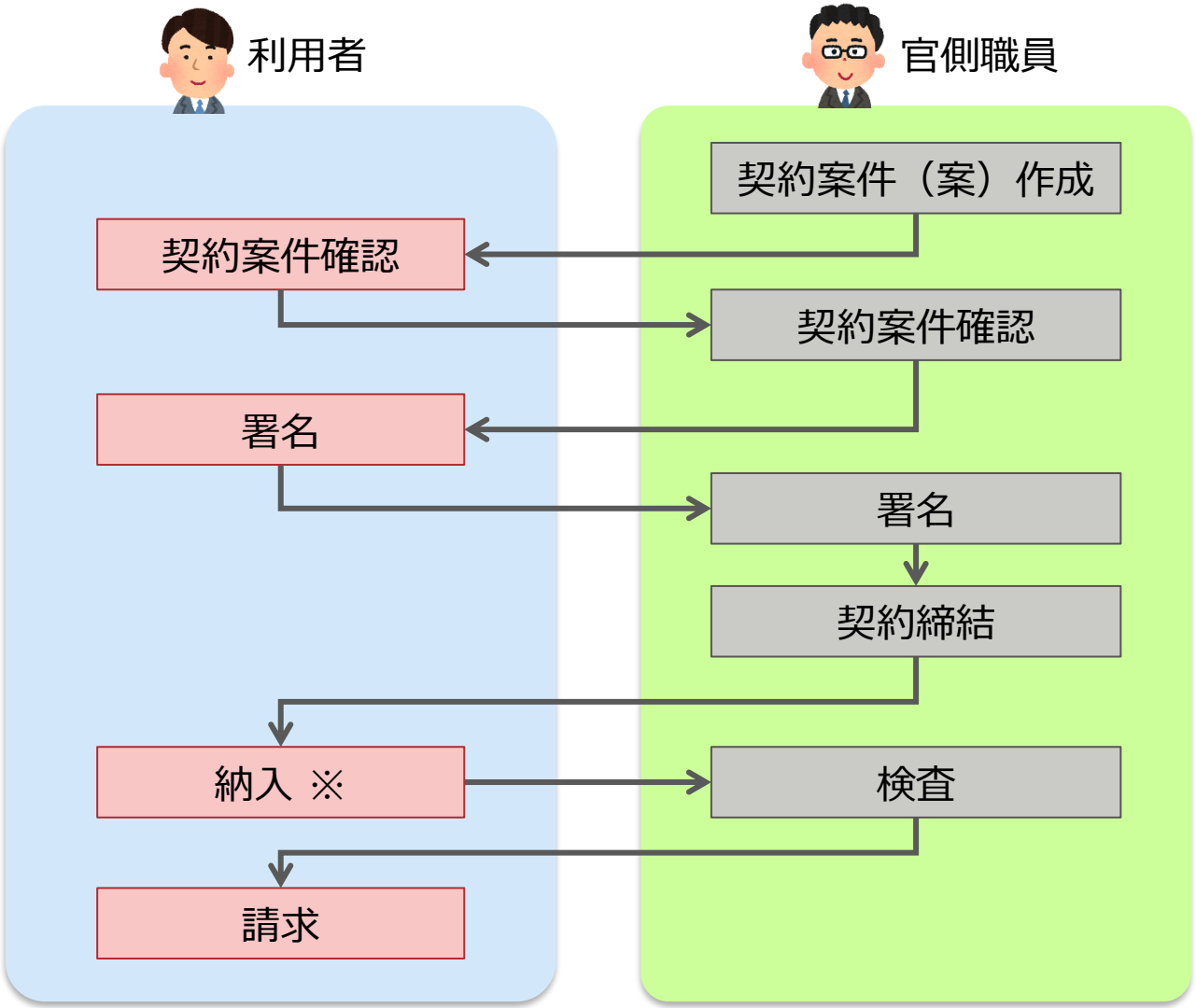

※納入はシステム外で実施します。

5-4.契約・請求業務のポイント

■電子契約実施時の注意点

- ✓ 電子契約を行うには、落札事業者決定時に各府省会計課に、
  電子契約で行いたい旨、ご連絡ください。

- ✓ 府省より、「［重要］契約締結文書案作成完了通知」メールが届くと、
  契約案件を確認できるようになります。
  通知メールが届いていない場合は、契約案件を検索しても表示されません。

- ✓ 入札時の名義人は代表者、契約時の名義人は支社長にしたいなど、入札時と契約時の
  名義人を変更したい場合は、その旨を各府省会計課にご連絡ください。

- ✓ 契約締結までに、会計課や案件の主管課から提出を依頼された書面については、
  政府電子調達（GEPS）から送付することができないため、別途送付してください。

- ✓ 契約書類は、政府電子調達（GEPS）で電子データとして最低10年間保管されます。
  必要に応じて、政府電子調達（GEPS）から印刷することも可能です。